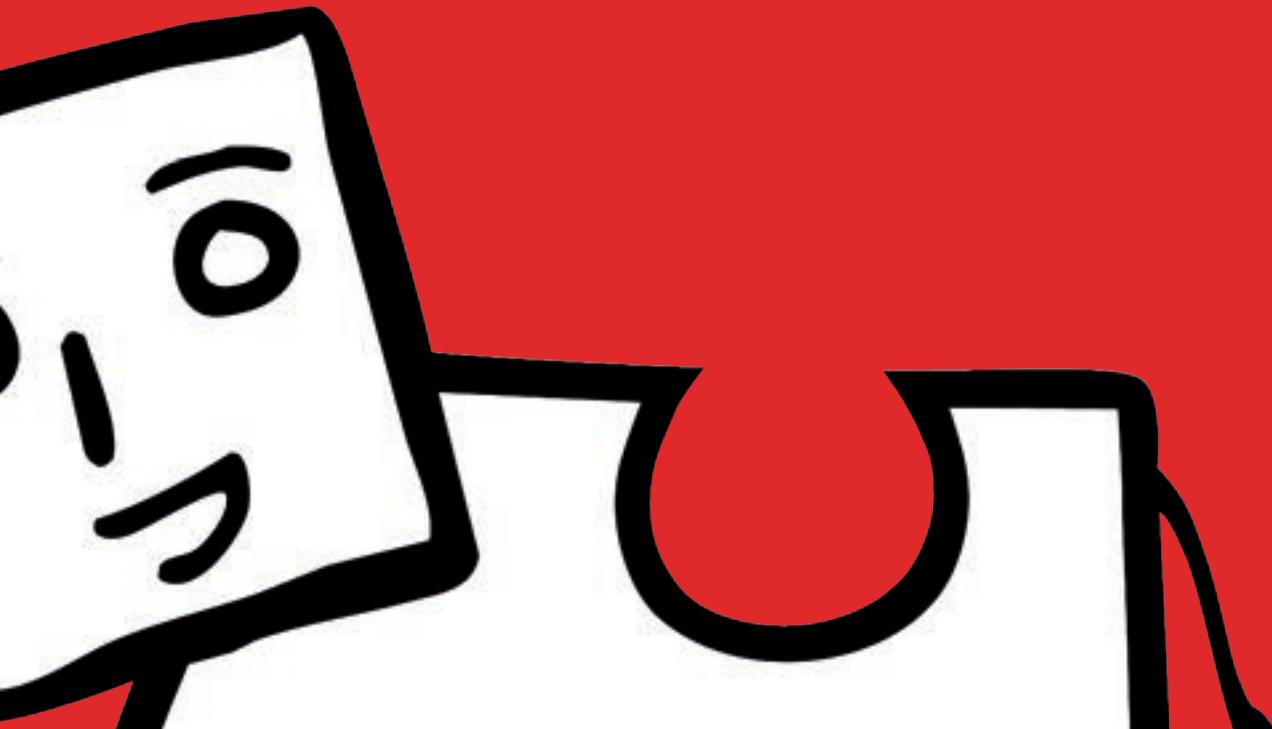


新株式発行並びに 株式売出届出目論見書

平成30年12月

K u d a n 株式会社



- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式340,833千円(見込額)の募集及び株式156,154千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式83,456千円(見込額)の売出し(オーバークロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成30年11月15日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

Kudan株式会社

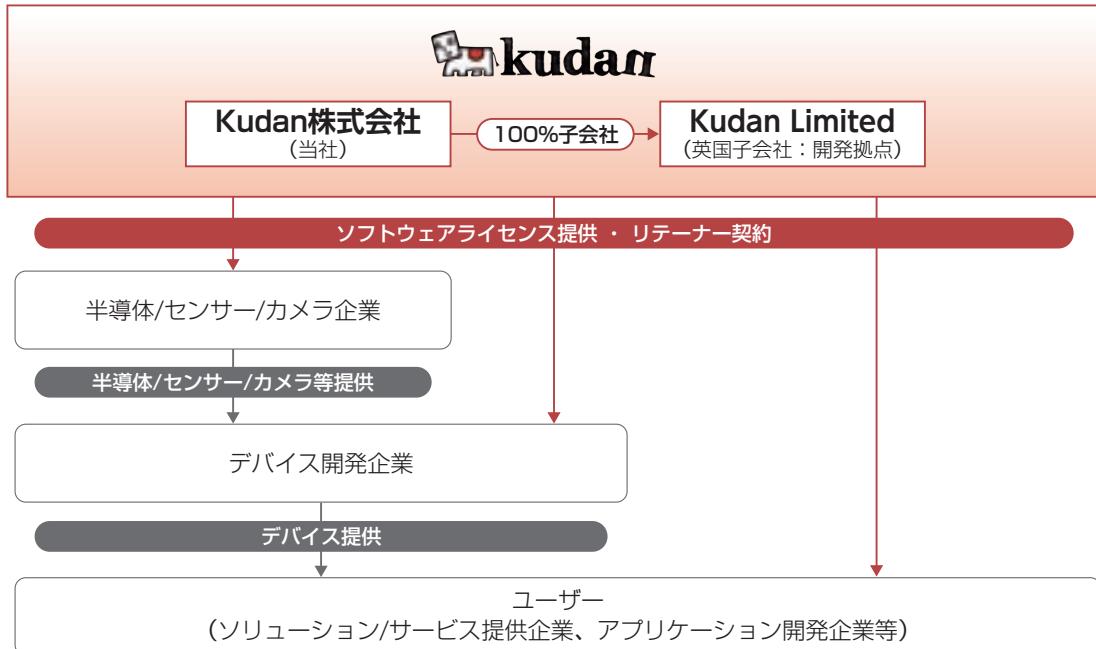
東京都新宿区新宿六丁目27番45号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものです。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

01 事業の概況

当社グループはAP（Artificial Perception・人口知覚）の基幹技術であるSLAM【注1】、ALAM【注2】、VIO【注3】、SfM【注4】、他関連アルゴリズム【注5】をハードウェアに組込むための「KudanSLAM」としてソフトウェアライセンス化し、顧客提供しております。

事業系統図

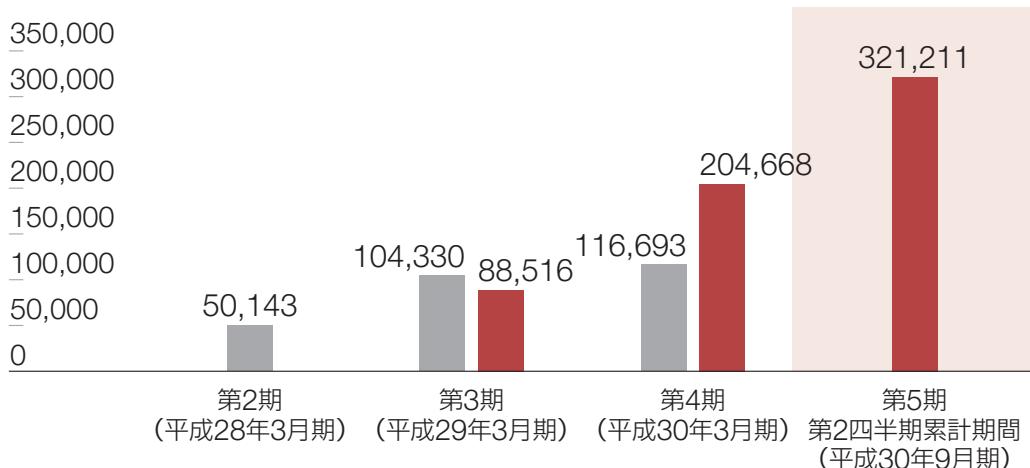


なお、第4期（平成30年3月期）以前において当社グループの主たる収益の源泉でありましたアプリケーション開発企業等向けのARエンジン「Kudan AR SDK」のライセンス提供に係る商流は、「KudanSLAM」のライセンス提供の開始とそれに伴う経営資源配分の最適化により、その規模を縮小しております。

■ 売上高の推移

(単位：千円)

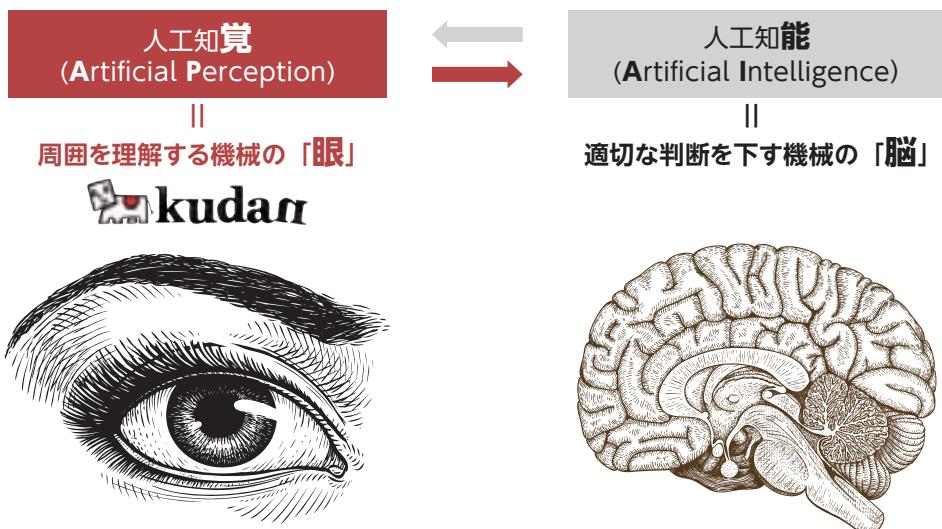
■ 単体 ■ 連結



02 事業の概要

AP（人工知覚）は、当社グループが技術を提唱、研究開発している技術であります。

人間の「脳」を代替する技術であるAI（人工知能）が近年発展してきたことを受けて、長らく人間の操作や命令に従って機能するだけの存在に留まっていた機械（コンピュータやロボット）は、人間のコントロールから離れて自律的に機能する方向に向かって進化するものと考えられています。この進化に必須な技術として、機械が判断するための「脳」であるAI（人工知能）と同等に重要となる先端技術が、周囲の状況を理解するための「眼」であり、当社グループが提唱、研究開発しているAP（人工知覚）であります。



AP（人工知覚）は、人間の「眼」と同様に機械に高度な視覚的能力を与えるものであります。具体的には、イメージングデバイス（例：カメラ）が取得したデータを、コンピュータプログラムによって数理的に処理し、立体感（方向・距離・大きさなど）や運動感覚（位置・移動など）をリアルタイムかつ緻密に出力して、記憶（データ保存された既知の知覚情報）と照合までを行う一連のソフトウェアを指します。当社グループは、コンピュータビジョンと呼ばれる既存技術（2次元的処理を中心としたセンサ・画像処理の基礎技術の集合）を再構築して土台とし、そこから独自にAP（人工知覚）の技術を開発してきました。

AP（人工知覚）は、カメラが付くあらゆる機器にとって必要となる基礎技術であり、多様な次世代ソリューションに横断的に採用される基盤技術となると想定しております。まず、広義のロボティクスとしてのあらゆる自律的な機械、すなわち産業用ロボット、家庭用ロボット、次世代モビリティ（自動車など）、飛行機器（ドローンなど）の自動制御に必須の技術となっています。また、次世代コンピュータのユーザインターフェースとなるAR（拡張現実）^[注6]、VR（仮想現実）^[注7]等の空間認識に必要となります。加えて、次世代デジタル地図やビッグデータとなるダイナミックマップ（現実環境の状況が速やかに反映される動的な地図システム）やデジタルツイン（現実環境とリアルタイムに同期した仮想空間情報）の技術基盤となるため、極めて広範な技術応用が既に見込まれております。

関連技術であるAI（人工知能）やIoT（Internet of Things）との技術統合を目指しており、さらなる技術応用の広がりを見込んでおります。

当社グループは、第4期（平成30年3月期）より「KudanSLAM」の提供を開始致しましたが、これまでの主要な実績として、以下の3つの領域にて顧客開拓してまいりました。

AR（拡張現実）、VR（仮想現実）の応用領域

光学センサメーカー、光学機器メーカー、MR（複合現実）グラスメーカー、通信機器メーカー、電気機器メーカー、ECプラットフォーム、コンピューターゲーム制作、など

ロボティクス、IoT（Internet of Things）の領域

光学機器メーカー、重工・産業ロボットメーカー、電気機器メーカー、輸送機器メーカー、信号処理IP、など

自動車や地図向けの応用領域

自動車部品メーカー、デジタル地図会社、空間情報コンサルティング企業、など

また、AP（人工知覚）の基幹技術であるSLAM、ALAM、VIO、SfMに加え、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）との技術統合に向けて、Machine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）やNeural Perception Network（知覚ニューラルネットワーク）に関する研究開発を行っております。

03 技術の特徴

当社グループのAP（人工知覚）技術は、今後中長期的にAP（人工知覚）の技術発展と応用拡大が継続することによる技術需要を戦略的に取り入れるため、既存の製品開発用の需要だけではなく、新規性と複雑性が高い将来技術の研究開発需要に対して強みを備えております。具体的には、以下の5つの特徴を有しており、当社グループがこれまでAP（人工知覚）領域に特化することで培った高度で柔軟な研究開発能力と組み合わせることで、将来における需要に対し適性が高い応用分野に使われております。

アルゴリズムの独自性  01100 10110 11110	当社グループの技術群は多岐にわたり、独自開発したアルゴリズムにより構成されております。例えば、立体的な幾何構造を高度に認識するための根幹となる画像特徴点（画像内で顕著性が高い局所領域）の認識手法については、処理が高速な認識手法と精度および安定性の高い認識手法を統合してハイブリッド化することで、双方の性能の長所を生かした高速かつ高精度の独自手法を開発しております。また、認識する立体構造（3次元特徴点群）の緻密さと処理の速度を様々なアプリケーション応用に最適化するために、画像内で認識する特徴点の密度を柔軟に調整可能であります。その他にも、立体認識した3次元特徴点群を逐次的に高精度化する最適計算や、既知の保存データとの高速な照合手法など、技術の実用性を担保する種々の独自数理モデルが組み込まれております。
柔軟で高い性能 	前述のアルゴリズムの独自性により、高い認識精度（真値からの誤差が小さいこと）とロバスト性（使用環境や条件によらずに性能が安定していること）を実現するとともに、高速な処理（計算負荷が低い処理）が可能であります。加えて、技術の使用条件や要求仕様に合わせて、認識精度、ロバスト性、処理速度、データサイズ、その他の個別機能まで詳細なチューニング可能な構造で設計されており、様々な応用対象に対して最適化された高いパフォーマンスが実現可能であります。
センサ利用の柔軟性 	センサ利用の制限はAP（人工知覚）技術の応用範囲を狭める要因となるため、当社グループの技術は多様なセンサに対応可能のように設計されております。具体的には多様なカメラにて動作が可能であり、カメラ個数（単眼カメラ、両眼カメラ、多眼カメラ）、光学センサのデータ読み出し形式（順次読み出し、同時読み出し）に対して柔軟であります。また、カメラ以外にも多様な3次元センサ（LiDAR、ToFなど）や内部センサ（IMU、機械オドメトリなど）や位置センサ（GPS、Beaconなど）と組み合わせることで各センサの長所を活用する高度な応用に活用することが可能であります。
演算処理環境の柔軟性 	上記カメラと同様に、演算処理のプラットフォームに対する柔軟性もAP（人工知覚）技術の応用拡大にとって重要な要因となります。当社グループの技術は多様な演算処理の環境に対応するため、あらゆるプロセッサ設計（CPU、DSP、GPUなど）に対して、ソフトウェアを最適化して計算処理を高速化することが可能であります。また、主要なオペレーティングシステム（Linux、Windows、MacOS、iOS、Androidなど）にソフトウェアを移植することで幅広いシステム環境での動作が可能であります。
部分機能利用の柔軟性 	AP（人工知覚）技術の高度な応用のためには、他技術との複雑な融合が必要となります。当社グループの技術は部分的機能（ソフトウェアモジュール）を切り出して、顧客が個別に保有する既存のソフトウェアと柔軟に技術統合することが可能であります。また、部分的機能（ソフトウェアモジュール）はプロセッサ設計への依存度（ソフトウェア抽象度）が様々な水準で構成されており、半導体レベル（抽象度が低い）でもソフトウェアアプリケーションレベル（抽象度が高い）でも柔軟に最適化が可能であります。

用語の説明

当社グループの事業に関わる専門用語の定義について以下のとおりです。

- [注1] SLAMとは、**「Simultaneous Localization and Mapping」の略称であり、コンピュータが現実環境における自己位置推定と3次元立体地図作成を同時に使う技術を指します。なお、「Visual SLAM」とは、この自己位置推定と地図作成のための入力情報としてカメラ画像情報を用いるものを指し、「RGB-D SLAM」とは、入力情報にカメラ画像情報と3次元センサ情報の両方を用いるものを指します。
- [注2] ALAMとは、**「Asynchronous Localization and Mapping」の略称であり、コンピュータが現実環境における自己位置推定と3次元立体地図作成を非同期的に行う技術を指します。
- [注3] VIOとは、**「Visual Inertial Odometry」の略称であり、カメラ画像を利用して位置と姿勢を推定する技術を指します。
- [注4] SfMとは、**「Structure from Motion」の略称であり、3次元構造を2次元のカメラ画像と動きから推定する技術を指します。
- [注5] アルゴリズムとは、**特定の問題を解決するために考案された計算可能な数理モデルを指します。多くの場合はコンピュータプログラムによって記述されます。
- [注6] AR（拡張現実）とは、**「Augmented Reality」の略称であり、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張（付加・強調）する技術を指します。
- [注7] VR（仮想現実）とは、**「Virtual Reality」の略称であり、現物・実物ではないが機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザの五感を含む感覚を人工的に刺激することにより仮想的に作り出す技術およびその体系を指します。

04 業績等の推移

【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期 第2四半期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成30年9月
売上高 (千円)	—	—	88,516	204,668	321,211
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	—	—	△90,212	4,179	203,142
親会社株主に帰属する当期 (四半期) 純利益又は親会社株 (千円)	—	—	△92,700	3,678	196,392
主に帰属する当期純損失 (△)					
包括利益又は四半期包括利益 (千円)	—	—	△78,524	△2,288	201,025
純資産額 (千円)	—	—	192,518	190,229	549,655
総資産額 (千円)	—	—	208,609	206,720	590,445
1株当たり純資産額 (円)	—	—	31.91	29.36	—
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	—	—	△14.60	0.57	29.70
潜在株式調整後 1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	92.3	92.0	93.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	1.9	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△62,508	△25,737	222,255
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	△2,407	△1,175	△231
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	201,848	—	157,795
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	193,907	167,896	549,299
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人数) (人)	— (-)	— (-)	14 (0)	14 (0)	14 (0)

(注) 1. 当社は第3期より、連結財務諸表を作成しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期 (四半期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第3期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、[外書] に年間の平均人員を記載しております。

7. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお第5期第2四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づきEY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

8. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期 (四半期) 純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	—	50,143	104,330	116,693
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△1,144	2,192	3,756	△6,373
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△1,204	1,604	1,289	△6,874
資本金 (千円)	20,125	80,515	182,155	182,155
発行済株式総数 (株)	26,500	29,855	32,396	32,396
純資産額 (千円)	39,045	161,429	365,999	359,124
総資産額 (千円)	39,548	164,115	388,839	367,675
1株当たり純資産額 (円)	1,473.42	5,407.13	56.49	55.43
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△59.86	55.33	0.20	△1.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.7	98.4	94.1	97.7
自己資本利益率 (%)	—	1.6	0.5	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人数) (人)	0 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第1期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。

6. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、[外書]「年間の平均人員を記載しております。

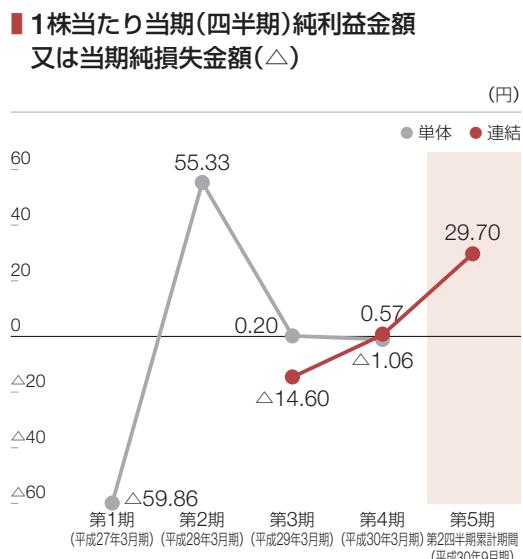
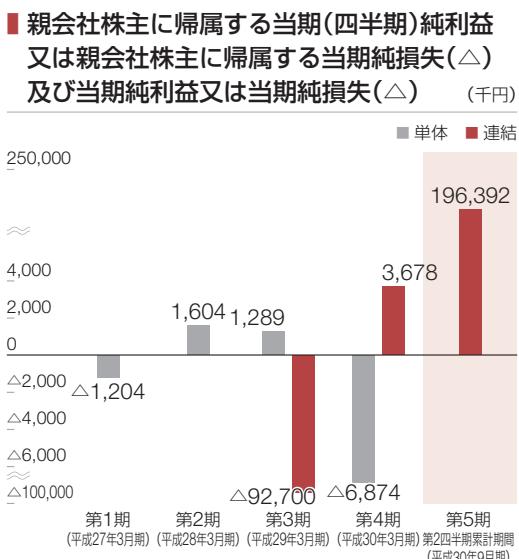
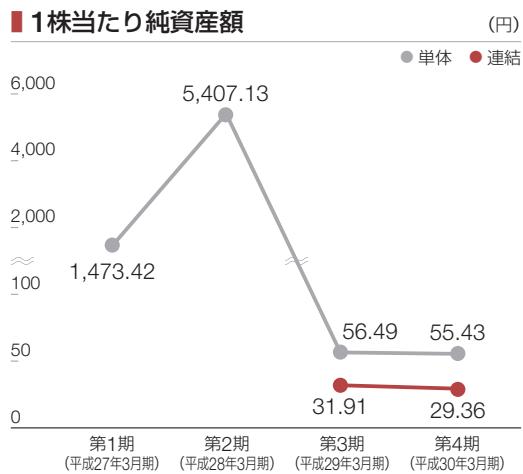
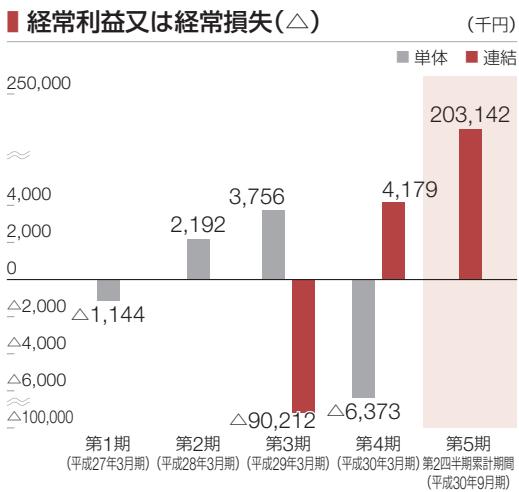
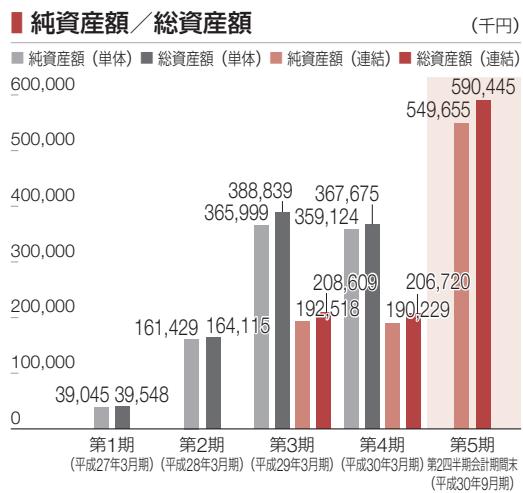
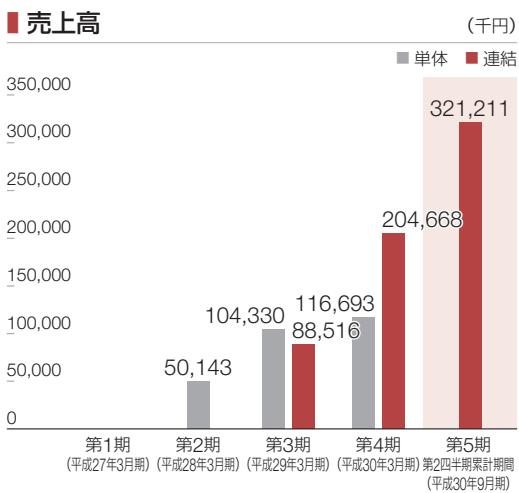
7. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。

8. 平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失を算定しております。

9. 上記7のとおり平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期および第2期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	7.37	27.04	56.49	55.43
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△0.30	0.28	0.20	△1.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—



(注) 当社は、平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」を記載しております。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	16
3 【事業の内容】	17
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	23
2 【事業等のリスク】	24
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	27
4 【経営上の重要な契約等】	31
5 【研究開発活動】	31
第3 【設備の状況】	32
1 【設備投資等の概要】	32
2 【主要な設備の状況】	32
3 【設備の新設、除却等の計画】	33

第4 【提出会社の状況】	34
1 【株式等の状況】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	57
3 【配当政策】	57
4 【株価の推移】	57
5 【役員の状況】	58
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	60
第5 【経理の状況】	65
1 【連結財務諸表等】	66
2 【財務諸表等】	101
第6 【提出会社の株式事務の概要】	114
第7 【提出会社の参考情報】	115
1 【提出会社の親会社等の情報】	115
2 【その他の参考情報】	115
第四部 【株式公開情報】	116
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	116
第2 【第三者割当等の概況】	118
第3 【株主の状況】	128
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成30年11月15日	
【会社名】	K u d a n 株式会社	
【英訳名】	Kudan Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 大野 智弘	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番45号	
【電話番号】	03-6273-9760(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 飯塚 健	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目27番45号	
【電話番号】	03-6273-9760(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 C F O 飯塚 健	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 340,833,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 156,154,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 83,456,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法 上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書 提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	123,000(注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

(注) 1. 平成30年11月15日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成30年12月3日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)及び本募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」に記載の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、25,600株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である大野智弘(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関する場合は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関する合意がなされておりますが、その内容に関する場合は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称 : 株式会社証券保管振替機構
住所 : 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成30年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受け人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成30年12月3日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受け人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受け人の手取金といたします。当社は、引受け人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	123,000	340,833,000	184,450,800
計(総発行株式)	123,000	340,833,000	184,450,800

- (注) 1. 全株式を引受け人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、平成30年11月15日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成30年12月11日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,260円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は400,980,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成30年12月12日(水) 至 平成30年12月17日(月)	未定 (注) 4	平成30年12月18日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成30年12月3日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成30年12月11日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心におこなう申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成30年12月3日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成30年12月11日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、平成30年12月11日に決定する予定であります。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成30年12月19日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成30年12月4日から平成30年12月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
- 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
- 引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
- 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目 7 番 1 号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号		
いちはじ証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目 14 番 1 号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号		
マネックス証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番 11 号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 17 番 6 号		
丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目 3 番 6		
計	—	123,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成30年12月 3 日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成30年12月 11 日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
368, 901, 600	6, 500, 000	362, 401, 600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(3,260円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないとみ、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額362, 401千円については、268, 543千円を連結子会社であるKudan Limitedへの投融資資金に、72, 407千円を事業展開資金に、15, 500千円を本社移転費用に充当し、残額につきましては、平成35年3月期のKudan Limitedへの投融資資金に充当する予定であります。具体的には以下の通りであります。

- ① 投融資資金については、Kudan Limitedが行っているAP（人工知覚）アルゴリズム・組み込み要素技術の研究開発にかかる人件費及び採用費用等として268, 543千円を充当する予定であります(平成31年3月期：13, 060千円、平成32年3月期：77, 779千円、平成33年3月期：79, 920千円、平成34年3月期97, 783千円)。
- ② 事業展開資金については、主に米国及び中国を中心としてAP（人工知覚）アルゴリズムのライセンス販売拡大のため、事業展開に付随する人件費及び採用費等として72, 407千円を充当する予定であります(平成31年3月期4, 259千円、平成32年3月期17, 037千円、平成33年3月期17, 037千円、平成34年3月期17, 037千円、平成35年3月期17, 037千円)。
- ③ 本社移転費用については、平成32年3月期中に当社の本社移転を予定しているため、敷金に係る費用として12, 000千円、備品購入等に係る費用として3, 500千円を平成32年3月期に充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

- (注) 設備投資計画の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」をご参照ください。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成30年12月11日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
一 入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	47,900	156,154,000	大阪府豊中市 大野 智弘 26,900株 Bristol, United Kingdom John Williams 東京都中野区 飯塚 健 9,000株 東京都渋谷区 美澤 臣一 7,000株 5,000株
計(総売出株式)	—	47,900	156,154,000

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。

2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,260円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成30年 12月12日(水) 至 平成30年 12月17日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式 会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成30年12月11日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	25,600	83,456,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	25,600	83,456,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しだけあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されています。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(3,260円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 12月12日(水) 至 平成30年 12月17日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券 株式会社の本店及 び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成30年12月11日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、25,600株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出株式数はオーバーアロットメントによる売出しに係る売出しの上限を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、SMB C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成31年1月16日を行使期限として付与される予定であります。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成31年1月16日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成30年12月11日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMB C 日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3. ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である大野智弘、売出人であるJohn Williams、飯塚健及び美澤臣一、当社役員かつ当社株主である頃大雨及び村井孝行、当社株主であるJun Emi、Net Capital Partners Limited、Ardian International Limited、高橋秀明、斎藤誠、Pacific Standard (Hong Kong) Co Ltd、井上瑞樹、大島裕、JIG-SAW株式会社、青木友子、CHINA ORIENTAL INC.、前田英仁、TFK CAPITAL PARTNERS PTE. LTD.、森山聰、緑川正博及び宮林隆吉、当社新株予約権者である千葉悟史及びOsian Hainesは、SMB C 日興証券株式会社(以下「主幹事会社」という。)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しにかかる元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成31年6月16日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部もしくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第3期	第4期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	88,516	204,668
経常利益又は経常損失 (△) 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失(△)	△90,212	4,179
包括利益 (千円)	△78,524	△2,288
純資産額 (千円)	192,518	190,229
総資産額 (千円)	208,609	206,720
1株当たり純資産額 (円)	31.91	29.36
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額(△)	△14.60	0.57
潜在株式調整後1株當 たり当期純利益金額	—	—
自己資本比率 (%)	92.3	92.0
自己資本利益率 (%)	—	1.9
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△62,508	△25,737
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,407	△1,175
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	201,848	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	193,907	167,896
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人 数)	14 (0)	14 (0)

- (注) 1. 当社は第3期より、連結財務諸表を作成しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 第3期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
7. 第3期及び第4期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
8. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高 (千円)	—	50,143	104,330	116,693
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△1,144	2,192	3,756	△6,373
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△1,204	1,604	1,289	△6,874
資本金 (千円)	20,125	80,515	182,155	182,155
発行済株式総数 (株)	26,500	29,855	32,396	32,396
純資産額 (千円)	39,045	161,429	365,999	359,124
総資産額 (千円)	39,548	164,115	388,839	367,675
1株当たり純資産額 (円)	1,473.42	5,407.13	56.49	55.43
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△) (円)	△59.86	55.33	0.20	△1.06
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	98.7	98.4	94.1	97.7
自己資本利益率 (%)	—	1.6	0.5	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人数) (人)	0 [0]	2 [0]	4 [0]	4 [0]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
 3. 第1期及び第4期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
 4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
 6. 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
 7. 第3期及び第4期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第1期及び第2期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、これらの数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人による監査を受けておりません。
 8. 平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、第3期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

9. 上記 7 のとおり平成30年9月12日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第1期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第1期および第2期の数値については、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
1株当たり純資産額 (円)	7.37	27.04	56.49	55.43
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 (△) (円)	△0.30	0.28	0.20	△1.06
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—

(参考)Kudan Limited(提出会社の100%連結子会社)の主要な経営指標等の推移

Kudan株式会社は、平成27年1月にKudan Limitedを子会社化しているため、実質的な存続会社である

Kudan Limitedの主要な経営指標等を参考として記載いたします。

回次	第3期	第4期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (千円)	36,617	54,453
経常損失(△) (千円)	△13,361	△3,522
当期純利益又は当期純 損失(△) (千円)	△13,361	1,537
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	17	17
発行済株式総数 (株)	100	100
純資産額 (千円)	11,974	8,665
総資産額 (千円)	19,684	23,957
1株当たり純資産額 (円)	119,746.37	86,650.28
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当 額) (円)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△133,619.63	15,371.88
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	60.8	36.2
自己資本利益率 (%)	—	14.9
株価収益率 (倍)	—	—
配当性向 (%)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	—
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人 数) (人)	5 [0]	2 [0]

(注) 1. Kudan Limitedは連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移について記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載しておりません。
5. 第3期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載していません。
7. 第3期及び第4期は、Kudan Limitedは配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載していません。
8. 株価収益率はKudan Limited株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 上記数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。

2 【沿革】

当社代表取締役大野智弘は、平成23年1月に、Kudan Limited(現当社完全子会社)を英国に設立し、Artificial Perception(以下、AP(人工知覚))技術の基礎となるSLAM技術の独自の研究開発を行っておりました。平成26年11月に、更なる研究開発を進める一方で、業容拡大による管理部門の拡張を目的として当社を東京都千代田区に設立いたしました。

設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	事業の変遷
平成26年11月	東京都千代田区において、業容拡大による管理部門の拡張を目的としてKudan株式会社を設立
平成27年1月	Kudan limited(英国ブリストル市)を完全子会社化
平成27年6月	東京都新宿区新宿に本社を移転
平成27年7月	ARエンジン「Kudan AR SDK」をリリース
平成28年10月	株式会社博報堂と業務提携契約を締結
平成28年12月	「Kudan SLAM技術」の評価用デモソフトウェアを提供開始
平成29年8月	Visual SLAMライブラリ「Kudan SLAM Alfa」をリリース
平成30年6月	国際航業株式会社、株式会社ゼンリンデータコム及び株式会社ザクティと資本提携
平成30年3月	Visual SLAMライブラリ「Kudan SLAM Carnelian」をリリース
平成30年8月	RGB-D SLAMライブラリ「Kudan SLAM Galena」をリリース

(注1) 「AP(人工知覚)」、「Visual SLAM」、「RGB-D SLAM」の内容は、3 事業の内容をご参照ください。

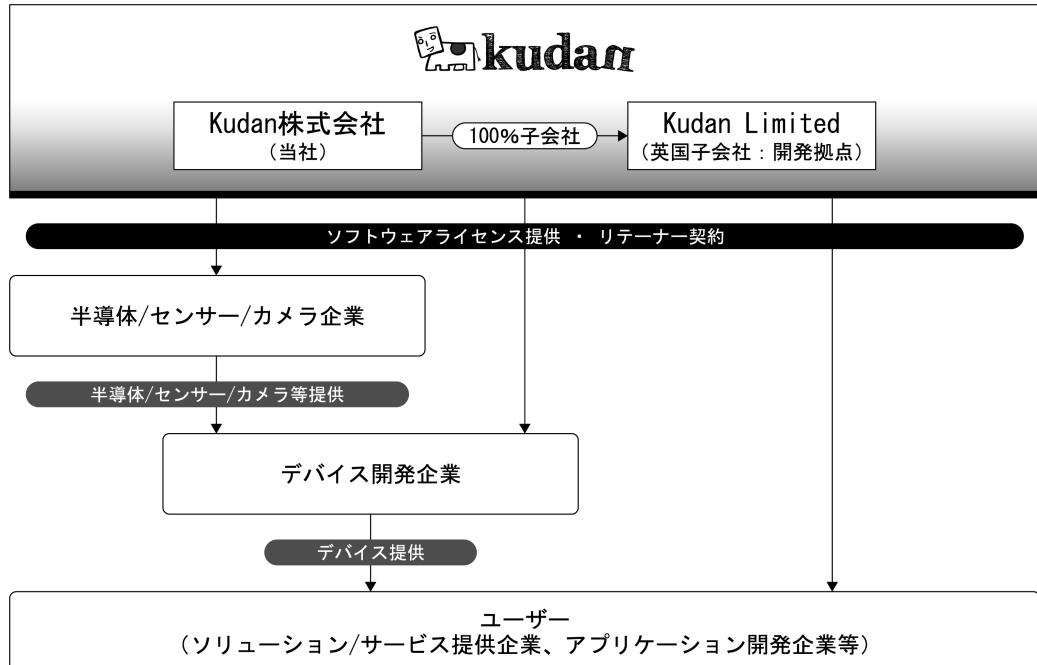
(注2) 「Kudan SLAM Carnelian」は、「Kudan SLAM Alfa」の基本性能が向上され、ループクロージャ(Loop Closure)が実装されたバージョンであります。ループクロージャは、センサ軌道のループを認識して地図情報を最適化する手法を指します。

(注3) 「Kudan SLAM Galena」は、入力情報にカメラ画像情報のみではなく3次元センサ情報も用いたことによって、「Kudan SLAM Carnelian」に比し精度が向上したバージョンであります。

3 【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループはAP（人工知覚）の基幹技術であるSLAM^[注1]、ALAM^[注2]、VIO^[注3]、SfM^[注4]、他関連アルゴリズム^[注5]をハードウェアに組込むための「KudanSLAM」としてソフトウェアライセンス化し、顧客提供しております。

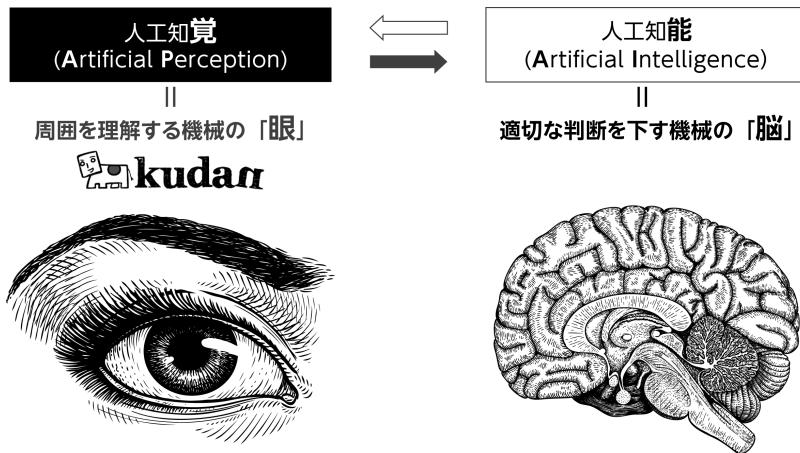


なお、第4期（平成30年3月期）以前において当社グループの主たる収益の源泉でありましたアプリケーション開発企業等向けのARエンジン「Kudan AR SDK」のライセンス提供に係る商流は、「KudanSLAM」のライセンス提供の開始とそれに伴う経営資源配分の最適化により、その規模を縮小しております。

(2) AP（人工知覚）

AP（人工知覚）は、当社グループが提唱、研究開発している技術であります。

人間の「脳」を代替する技術であるAI（人工知能）が近年発展してきたことを受けて、長らく人間の操作や命令に従って機能するだけの存在に留まっていた機械（コンピュータやロボット）は、人間のコントロールから離れて自律的に機能する方向に向かって進化するものと考えられています。この進化に必須な技術として、機械が判断するための「脳」であるAI（人工知能）と同等に重要となる先端技術が、周囲の状況を理解するための「眼」であり、当社グループが提唱、研究開発しているAP（人工知覚）であります。



AP（人工知覚）は、人間の「眼」と同様に機械に高度な視覚的能力を与えるものであります。具体的には、イメージングデバイス（例：カメラ）が取得したデータを、コンピュータプログラムによって数理的に処理し、立体感（方向・距離・大きさなど）や運動感覚（位置・移動など）をリアルタイムかつ緻密に出力して、記憶（データ保存された既知の知覚情報）と照合までを行う一連のソフトウェアを指します。当社グループは、コンピュータビジョンと呼ばれる既存技術（2次元的処理を中心としたセンサ・画像処理の基礎技術の集合）を再構築して土台とし、そこから独自にAP（人工知覚）の技術を開発してきました。

AP（人工知覚）は、カメラが付くあらゆる機器にとって必要となる基礎技術であり、多様な次世代ソリューションに横断的に採用される基盤技術となると想定しております。まず、広義のロボティクスとしてのあらゆる自律的な機械、すなわち産業用ロボット、家庭用ロボット、次世代モビリティ（自動車など）、飛行機器（ドローンなど）の自動制御に必須の技術となっています。また、次世代コンピュータのユーザインターフェースとなるAR（拡張現実）^[注6]、VR（仮想現実）^[注7]等の空間認識に必要となります。加えて、次世代デジタル地図やビッグデータとなるダイナミックマップ（現実環境の状況が速やかに反映される動的な地図システム）やデジタルツイン（現実環境とリアルタイムに同期した仮想空間情報）の技術基盤となるため、極めて広範な技術応用が見込まれております。

関連技術であるAI（人工知能）やIoT（Internet of Things）との技術統合を目指しており、さらなる技術応用の広がりを見込んでおります。

(3)事業及び研究開発の具体的な状況

当社グループは、第4期（平成30年3月期）より「KudanSLAM」の提供を開始致しましたが、これまでの主要な実績として、以下の3つの領域にて顧客開拓してまいりました。

AR（拡張現実）、VR（仮想現実）の応用領域

光学センサメーカー、光学機器メーカ、MR（複合現実）グラスマーカ、通信機器メーカ、電気機器メーカ、ECプラットフォーム、コンピューターゲーム制作、など

ロボティクス、IoT（Internet of Things）の領域

光学機器メーカ、重工・産業ロボットメーカ、電気機器メーカ、輸送機器メーカ、信号処理IP、など

自動車や地図向けの応用領域

自動車部品メーカ、デジタル地図会社、空間情報コンサルティング企業、など

また、AP（人工知覚）の基幹技術であるSLAM、ALAM、VIO、SFMに加え、AI（人工知能）やIoT（Internet of Things）との技術統合に向けて、Machine Perception（機械知覚）、Deep Perception（深層知覚）やNeural Perception Network（知覚ニューラルネットワーク）に関する研究開発を行っております。

(4)技術の特徴

当社グループのAP（人工知覚）技術は、今後中長期的にAP（人工知覚）の技術発展と応用拡大が継続することによる技術需要を戦略的に取り入れるため、既存の製品開発用の需要だけではなく、新規性と複雑性が高い将来技術の研究開発需要に対して強みを備えております。具体的には、以下の5つの特徴を有しております。当社グループがこれまでAP（人工知覚）領域に特化することで培った高度で柔軟な研究開発能力と組み合わせることで、将来需要に適性が高い応用に使われております。

①アルゴリズムの独自性

当社グループの技術群は多岐にわたり、独自開発したアルゴリズムにより構成されております。例えば、立体的な幾何構造を高度に認識するための根幹となる画像特徴点（画像内で顕著性が高い局所領域）の認識手法については、処理が高速な認識手法と精度および安定性の高い認識手法を統合してハイブリッド化することで、双方の性能の長所を生かした高速かつ高精度の独自手法を開発しております。また、認識する立体構造（3次元特徴点群）の緻密さと処理の速度を様々なアプリケーション応用に最適化するために、画像内で認識する特徴点の密度を柔軟に調整可能であります。その他にも、立体認識した3次元特徴点群を逐次的に高精度化する最適計算や、既知の保存データとの高速な照合手法など、技術の実用性を担保する種々の独自数理モデルが組み込まれております。

②柔軟で高い性能

前述のアルゴリズムの独自性により、高い認識精度（真値からの誤差が小さいこと）とロバスト性（使用環境や条件によらずに性能が安定していること）を実現するとともに、高速な処理（計算負荷が低い処理）が可能であります。加えて、技術の使用条件や要求仕様に合わせて、認識精度、ロバスト性、処理速度、データサイズ、その他の個別機能まで詳細なチューニング可能な構造で設計されており、様々な応用対象に対して最適化された高いパフォーマンスが実現可能であります。

③センサ利用の柔軟性

センサ利用の制限はAP（人工知覚）技術の応用範囲を狭める要因となるため、当社グループの技術は多様なセンサに対応可能なように設計されております。具体的には多様なカメラにて動作が可能であり、カメラ個数（単眼カメラ、両眼カメラ、多眼カメラ）、光学センサのデータ読み出し形式（順次読み出し、同時読み出し）に対して柔軟であります。また、カメラ以外にも多様な3次元センサ（LiDAR、ToFなど）や内部センサ（IMU、機械オドメトリなど）や位置センサ（GPS、Beaconなど）と組み合わせることで各センサの長所を活用する高度な応用に活用することが可能であります。

④演算処理環境の柔軟性

上記カメラと同様に、演算処理のプラットフォームに対する柔軟性もAP（人工知覚）技術の応用拡大にとって重要な要因となります。当社グループの技術は多様な演算処理の環境に対応するため、あらゆるプロセッサ設計(CPU、DSP、GPUなど)に対して、ソフトウェアを最適化して計算処理を高速化することが可能であります。また、主要なオペレーティングシステム(Linux、Windows、MacOS、iOS、Androidなど)にソフトウェアを移植することで幅広いシステム環境での動作が可能であります。

⑤部分機能利用の柔軟性

AP（人工知覚）技術の高度な応用のためには、他技術との複雑な融合が必要となります。当社グループの技術は部分的機能（ソフトウェアモジュール）を切り出して、顧客が個別に保有する既存のソフトウェアと柔軟に技術統合することが可能であります。また、部分的機能（ソフトウェアモジュール）はプロセッサ設計への依存度（ソフトウェア抽象度）が様々な水準で構成されており、半導体レベル（抽象度が低い）でもソフトウェアアプリケーションレベル（抽象度が高い）でも柔軟に最適化が可能であります。

(5) 用語の説明

当社グループの事業に関わる専門用語の定義について以下のとおりです。

- [注] 1. 「SLAM」とは、「Simultaneous Localization and Mapping」の略称であり、コンピュータが現実環境における自己位置推定と3次元立体地図作成を同時に行う技術を指します。なお、「Visual SLAM」とは、この自己位置推定と地図作成のための入力情報としてカメラ画像情報を用いるものを指し、「RGB-D SLAM」とは、入力情報にカメラ画像情報と3次元センサ情報の両方を用いるものを指します
2. 「ALAM」とは、「Asynchronous Localization and Mapping」の略称であり、コンピュータが現実環境における自己位置推定と3次元立体地図作成を非同期的に行う技術を指します。
3. 「VIO」とは、「Visual Inertial Odometry」の略称であり、カメラ画像を利用して位置と姿勢を推定する技術を指します。
4. 「SfM」とは、「Structure from Motion」の略称であり、3次元構造を2次元のカメラ画像と動きから推定する技術を指します。
5. 「アルゴリズム」とは、特定の問題を解決するために考案された計算可能な数理モデルを指します。多くの場合はコンピュータプログラムによって記述されます。
6. 「AR」とは、「Augmented Reality」の略称であり、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張（付加、強調）する技術を指します。
7. 「VR」とは、「Virtual Reality」の略称であり、現物・実物ではないが機能としての本質は同じであるような環境を、ユーザーの五感を含む感覚を人工的に刺激することにより仮想的に作り出す技術およびその体系を指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金(£)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) Kudan Limited (注) 3, 4	Bristol, United Kingdom	100	AP事業	100	役員の兼任 1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 3. 特定子会社に該当しております。
 4. Kudan Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。なお、同社の主要な損益情報等は以下のとおりであります。
 また、債務超過会社であり、平成30年3月末時点での債務超過額は159,713千円であります。

(単位：千円)

	平成30年3月
売上高	204,668
経常利益	6,749
当期純利益	10,942
純資産額	△159,713
総資産額	27,685

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
AP事業	14〔〇〕
合計	14〔〇〕

- (注) 1 当社は、AP事業の単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。
2 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
3〔〇〕	38.4	2.6	6,557

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含めた就業人員数であります。
2 臨時従業員数は、派遣社員等を含む人員であり、〔外書〕に年間の平均人員を記載しております。
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4 当社はAP事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下の項目と認識しております。文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社グループが判断したものです。

(1) 経営の基本方針

当社グループは、「Eyes to the all machines」（全ての機械に眼を与える）をコーポレートビジョンとして掲げる、AP（人工知覚）に関する研究開発と先端技術企業への研究成果の提供を生業とする技術集団であり、継続的な研究開発を通じて産業界に新たなイノベーションを起こすことを目標としております。

この目標のために、当社グループは、「独樹一幟、標新立異」（樹独り幟一つ、新しきを標し異なりを立てる）を経営理念に掲げております。

当社グループにとっての「獨樹一幟、標新立異」は、他社と同じことをしないこと、一般に正しいと信じられていることを敢えて否定することあります。研究開発や事業展開において、常に当社グループを他社と比較できない存在ならしめるような方針を定め、市場において唯一の存在となり、以って、事業と研究開発の発展と、株主利益の拡大を目指します。

(2) 対処すべき課題

① 開発体制の強化

当社グループにとっては、基盤技術及びソフトウェアの開発が不可欠であり、卓越した能力と専門分野を超えた応用力をもつ人材の確保、育成が必要と考えております。当社グループは、このような人材の育成及び確保に努めてまいります。

② 全世界へのKudanSLAMの認知度向上

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、全世界において「KudanSLAM」の認知度を向上させ、新規顧客を獲得することが必要不可欠であると考えております。従来、自動車・カメラ・ウエアラブルグラス等のハードウェア企業やマップビジネス等のソリューション企業を中心とした顧客のニーズを受け個別対応することで認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後、当社グループの技術がインフラストラクチャーになるべく、センサ、半導体企業に対する販売活動をより一層強化・推進してまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、平成26年11月設立の成長段階にある会社であり、また日本法人において英国子会社の管理を遠隔で行っているため、更なる内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。また、企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、業務の適正性、財務報告の信頼性確保、及び法令遵守の徹底を進め、その整備を実施いたしました。更なる業務の拡大を図るために、内部管理体制の拡充を進める必要があり、事業の急速な拡大等に、充分な内部管理体制の構築が追いつかないという事象が生じることのなきよう、拡充と機能向上に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきまして、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 市場動向について

当社グループは、主にAP(人工知覚)市場を主要な事業活動の領域としております。AP(人工知覚)市場は、次世代ソリューション（第1　企業の概況　3　事業の内容　参照）への社会的な期待と現実的な発展可能性により、将来的な拡大が想定される市場ですが、AP技術の発展が当社の想定どおりに進まなかつた場合には、当該市場の動向が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの技術について

当社グループは、顧客や市場ニーズに対応した技術の提供を目的として、中長期的な研究開発方針を定め、当社グループの成長を牽引する研究開発課題に取組み、適切な時期に市場投入することに全力を挙げております。しかし、当社グループが属する情報通信業は、技術革新の速度及びその変化が著しい業界であり、代替技術の急激な進歩、競合する技術提供者の出現、依存する技術標準・基盤の変化などにより、当社グループの技術優位性が継続的に維持できない可能性や、最適な市場投入ができない可能性があります。

当社グループにおいては、当該技術革新への対応を常に講じてますが、万が一、当社グループが新しい技術に対応できなかつた場合、あるいは当社グループが想定していない新技術や競合先が出現した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 知的財産権の侵害

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないよう常に注意を払って事業展開していますが、当社グループの認識の範囲外で第三者の知的財産権を侵害する可能性があり、その第三者から損害賠償請求及び差止め請求等の訴訟を起こされることにより賠償金の支払い等が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 特定人物への依存について

当社の創業者であり、創業以来の事業推進者である代表取締役大野智弘は、当社事業に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定など、当社の事業活動全般において、重要な役割を果たしております。また、当社グループの技術部長であるJohn Williamsは、当社AP(人工知覚)技術の研究開発に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の研究開発活動全般において重要な役割を果たしております。

当社では、今後の業容及び人員拡大も視野に入れ、両名に過度に依存しないよう、幹部職員の拡充、育成及び権限委譲による分業体制の構築などにより、経営組織の強化に取り組んでおりますが、何らかの理由により両名の業務遂行が困難となつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 小規模組織であることについて

本書提出日現在において、当社は、取締役4人、監査役3人、従業員3人（うち管理部門2人）と小規模な組織であり（Kudan Limitedを含む当社グループでは15人）、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社グループは、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強並びに内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針ですが、これらの施策が適時適切に進行しなかつた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 人材の獲得、育成及び確保について

当社グループが継続的に成長を成し遂げていくためには、柔軟かつグローバルに対応できる組織作りが重要であり、それを支える優秀な人材の獲得及び育成は重要な要素のひとつとして挙げられます。当社グループは、優秀な人材、特に研究開発の要である博士研究員やPhDの採用を進めておりますが、これら要員を十分に採用できない場合や、採用後の育成が十分に進まなかった場合には、当社グループの成長を阻害する要因となる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) KudanSLAMの提供を開始してから間もないことについて

当社グループは、第3期（平成29年3月期）まではKudan AR SDKが収益の主たる源泉であったところ、第4期（平成30年3月期）よりKudanSLAMの提供を開始し、第5期（平成31年3月期）からは、グループの経営資源のほとんど全てをKudanSLAM及び関連する研究開発に投入しております。この結果、一時的に新規の特定の得意先に対する依存度が高くなっています。平成31年3月期第2四半期連結累計期間において、得意先上位5社で売上高の70%超を占めています。

中長期的に特定顧客の依存度は低下することが見込まれておりますが、それまでにこれら得意先の製品の販売の低迷や事業戦略の変化に伴う取引契約の条件変更或いは契約解消が起こった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが提供するKudanSLAMは、顧客が研究開発目的で利用する開発ライセンスと、顧客が研究開発後、製品を市場投入する際に利用する販売ライセンスから構成されております。顧客の研究開発計画が継続すれば、開発ライセンス、販売ライセンス（ロイヤリティ収入等）の双方に係る収益の発生が期待されますが、顧客の研究開発計画の変更等に伴いライセンスの利用が継続されない場合には、当該顧客からの収益が継続しない可能性があります。本書提出日現在においては、KudanSLAMの提供開始から間もないことから、開発ライセンスが販売実績件数のうち多くを占めています。

一度当社のAP（人工知覚）技術が顧客製品に組込まれると、技術アップデート、カスタマイズ、製品化後のロイヤリティなど長期に亘り収益が発生することが期待されますが、顧客の研究開発計画、販売計画の進展如何により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) ライセンス契約に係る収益の変動について

当社グループが取扱うライセンス契約に係る収益の認識は、通常契約締結後のアルゴリズムの引渡しを起点に開始されます。また、収益の発生パターンとして、引渡し時にライセンスに係る収益を一時に認識する方法と、期間に亘り認識する方法が存在します。各ライセンス契約がどちらの発生パターンに該当するかは個別契約の内容によりますが、本報告書提出日現在において締結実績のあるライセンス契約の多くは、収益を一時に認識するパターンの契約に分類されております。

収益を一時に認識するライセンス契約の場合、各契約の締結までの進捗状況や顧客の研究開発計画の変化等により、収益認識のタイミングが当初計画したタイミングから変動する可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外における事業展開、及び法規制等に伴うリスク

当社グループは、海外における事業展開を積極的に進めております。これらの事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における事業展開にあたっては、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、事業開始時点では想定されなかった事象が起こる可能性があり、この場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 為替リスク管理について

当社グループでは、海外市場での事業拡大を積極的に進めており、為替に関する潜在的リスクが存在しております。当社グループは、当該リスクを最小限にするために、事前に十分な対策を講じておりますが、それらのリスクに対処できなかった場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報管理について

当社グループは、事業を通じて取得した顧客が保有している機密情報(経営戦略上重要な情報等)及び個人情報を保有しております。情報の取り扱いについては、情報セキュリティ管理規程を整備し、適切な運用に努めております。このような対策にも関わらず、当社グループの人的オペレーションのミス、その他不測の事態等により情報漏洩が発生した場合には、当社グループが損害賠償責任等を負う可能性や顧客からの信用を失うことにより取引関係が悪化する可能性があり、その場合は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害等のリスクについて

当社グループが事業活動を展開する国や地域において、地震、台風、洪水等の自然災害または感染症の流行等が発生した場合、被災状況によっては正常な事業活動が困難となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 社歴が浅いことについて

当社は、平成26年11月に設立されており、設立後の経過期間は4年程度と社歴の浅い会社であります。当社は今後もIR活動などを通じて経営状態を積極的に開示してまいりますが、当社の過年度の経営成績は期間業績比較を行うための十分な材料とはならず、過年度の実績のみでは今後の業績を判断する情報としては不十分である可能性があります。

(14) 資金使途について

今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、現時点では、英國子会社における研究開発に係る人件費等や採用活動費及び当社の本社移転費用等に充当することを計画しております。

しかしながら、AP（人工知覚）技術を取り巻く市場は変化が激しく、その変化に柔軟に対応するため、上記計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画どおりに資金を使用したとしても、期待どおりの効果を上げられない可能性があります。そのような場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 配当政策について

当社グループは、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は391,400株であり、発行済株式総数6,743,200株の5.8%に相当しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 分析の前提

財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、当社グループの連結財務諸表に基づいて実施されております。当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

連結財務諸表の作成にあたっては一部に見積りによる金額を含んでおりますが、見積りにつきましては、過去実績や状況に応じ合理的と考えられる要因等に基づいており、妥当性についての継続的な評価を行っています。しかしながら、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

当社グループはAP事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

本項に記載した将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(2) 当社グループの事業に影響を与える経営環境に対する評価

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

機械（コンピュータやロボット）に関する先端技術領域において、AP（人工知覚）は、AI（人工知能）と同等に重要な技術の一つと考えております。AP（人工知覚）は、機械（コンピュータやロボット）の自動制御、次世代コンピュータのユーザインターフェースとなるAR（拡張現実）、VR（仮想現実）、MR（複合現実）の空間認識の要となる技術であり、さらにはAI（人工知能）と融合が進むことで今後幅広い産業での応用と普及を見込んでおります。

このような状況下、当社はAP（人工知覚）の基幹技術の一つであるSLAMの独自開発を続けております。当連結会計年度中には、SLAMをソフトウェアライセンス化したKudanSLAMの様々な先端技術企業への提供を開始致しました。後述の通り、当社グループの経営成績に寄与致しましたが、将来のAP（人工知覚）の普及と応用可能性から、引き続き成長が見込まれると考えております。

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

機械（コンピュータやロボット）に関する先端技術領域において、AP（人工知覚）は、AI（人工知能）と同等に重要な技術の一つと考えております。AP（人工知覚）は、機械（コンピュータやロボット）の自動制御、次世代コンピュータのユーザインターフェースとなるAR（拡張現実）、VR（仮想現実）、MR（複合現実）の空間認識の要となる技術であり、さらにはAI（人工知能）と融合が進むことで今後幅広い産業での応用と普及を見込んでおります。

このような状況下、当社はAP（人工知覚）の基幹技術の一つであるSLAMの独自開発を続けております。前連結会計年度中には、SLAMをソフトウェアライセンス化したKudanSLAMの様々な先端技術企業への提供を開始致しました。後述の通り、当社グループの経営成績に寄与致しましたが、将来のAP（人工知覚）の普及と応用可能性から、引き続き成長が見込まれると考えております。

(3) 経営成績に関する分析

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当連結会計年度の売上高は204,668千円（前期比116,152千円増）、売上総利益は195,051千円（前期比126,743千円増）となりました。これは主に、当連結会計年度から提供を開始した「KudanSLAM」によるものであります。

販売費及び一般管理費は、198,118千円（前期比56,183千円増）となりました。これは主に、業務拡大に伴う人員増及び諸経費の増加（それぞれ、前期比16,253千円増、6,469千円増）、研究開発活動の強化に伴う研究開発費の増加（前期比33,463千円増）によるものであります。

この結果、営業損失は3,066千円（前期は73,626千円の営業損失）となりました。

経常利益は4,179千円（前期は90,212千円の経常損失）となりました。これは主に、昨今の急激な為替変動による為替差益は7,080千円（前期は15,159千円の損失）によるものであります。

また、税金等調整前当期純利益は3,991千円（前期は90,212千円の税金等調整前当期純損失）となりました。

以上の結果、当期純利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は3,678千円（前期は92,700千円の当期純損失及び親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループの販売実績、主要な顧客に関する情報は、次のとおりであります。なお、生産実績、受注実績については、当社グループは生産に関する事項が無く、また、受注生産を行っていないため、記載はしておりません。

(単位：千円)

セグメントの名称	販売高	前年同期比(%)
AP事業	204,668	131.2
合計	204,668	131.2

(単位：千円)

顧客	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高	割合	販売高	割合
Magic Leap. Inc.	—	—	77,955	38.1%
Line Plus Corporation	—	—	29,010	14.2%
XLsoft Corporation	—	—	27,715	13.5%
株式会社enish	30,000	33.9%	—	—
Mindmaze SA	11,079	12.5%	—	—

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当第2四半期連結累計期間の売上高は321,211千円、売上総利益は311,942千円となりました。「KudanSLAM」のライセンス提供数は増加し、大口の契約の締結もありました。

販売費及び一般管理費は、105,221千円となりました。主な内容は、人件費37,421千円、経費および償却費38,734千円、研究開発費29,065千円であります。

この結果、営業利益は206,720千円となりました。

経常利益は203,142千円となりました。これは主に、昨今の急激な為替変動による為替差損3,002千円によるものであります。

以上の結果、税金等調整前四半期純利益は203,142千円、親会社株主に帰属する四半期純利益は196,392千円となりました。

当社グループの販売実績、主要な顧客に関する情報は、次のとおりであります。なお、生産実績、受注実績については、当社グループは生産に関する事項が無く、また、受注生産を行っていないため、記載はしておりません。

(単位：千円)

セグメントの名称	販売高	前年同期比(%)
AP事業	321,211	—
合計	321,211	—

(単位：千円)

顧客	当第2四半期連結累計期間	
	販売高	割合
株式会社ザクティ	75,000	23.3%
国際航業株式会社	75,000	23.3%
株式会社ニコン	36,500	11.4%

(4) 資本の財源及び流動性に関する分析

① 資金政策に関する基本方針

当社グループは、円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安定性維持を資金政策の基本方針とし、事業展開および研究開発に係る資金需要に対して機動的に対応できるだけの十分な現金及び現金同等物の保有を図っております。

② キャッシュ・フローに関する分析

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは25,737千円の資金支出となり、前期の62,508千円の資金支出から、36,771千円の資金支出の減少となりました。主な要因は下記のとおりです。

税金等調整前当期純利益は3,991千円となりました(前期は90,212千円の税金等調整前当期純損失)。

為替差益は7,120千円となりました(前期は15,613千円の為替差損)。

営業活動に係る資産・負債(売上債権、たな卸資産、仕入債務)の増減により14,755千円の資金支出となり、前期の2,063千円の資金獲得から16,818千円の資金支出の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは1,175千円の資金支出となり、前期の2,407千円の資金支出から、1,232千円の資金支出の減少となりました。当期は有形固定資産の取得による支出1,175千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。前期は201,848千円の資金獲得がありました。

以上の他、為替の換算による902千円の増加もあり、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ26,010千円減少し167,896千円となりました。

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは222,255千円の資金獲得となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益203,142千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは231千円の資金支出となりました。有形固定資産の取得による支出231千円がありました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは157,795千円の資金獲得となりました。株式の発行による収入157,795千円がありました。

以上の他、為替の換算による1,583千円の増加もあり、当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物は549,299千円となりました。

(5) 財政状態に関する分析

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は201,587千円(前期比2,028千円減)となりました。これは主に、現金及び預金が減少(同26,011千円減)、売掛金が増加(同20,354千円増)したことによるものであります。

また、固定資産は5,132千円(前期比138千円増)となりました。

以上の結果、資産合計は206,720千円(前期比1,889千円減)となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は16,490千円(前期比400千円増)となりました。

以上の結果、負債合計は16,490千円(前期比400千円増)となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、190,229千円(前期比2,288千円減)となりました。これは、当期包括利益によるものであります。

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

(資産)

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は585,542千円(前期末比383,955千円増)となりました。これは主に、現金及び預金が増加(同381,403千円増)、売掛金が増加(同6,985千円増)したことによるものであります。

また、固定資産は4,903千円(前期末比229千円減)となりました。

以上の結果、資産合計は590,445千円(前期末比383,725千円増)となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は40,790千円(前期末比24,300千円増)となりました。

以上の結果、負債合計は40,790千円(前期末比24,300千円増)となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、549,655千円(前期末比359,426千円増)となりました。これは、株式発行に伴う資本金および資本剰余金の増加(同158,400千円増)及び四半期包括利益によるものであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社グループは、当社独自のAP(人工知覚)技術の研究と開発を行っております。

当社グループの研究開発体制としては、英国子会社Kudan Limitedを主要な研究開発拠点としており、研究開発エンジニアが多く在籍しております。最先端技術を活用し、スピード感を持って研究開発を進めるべく、博士研究員やPhDを中心に、優秀な人材を国籍を問わず採用しています。

当連結会計年度においては、AP(人工知覚)技術の一層の進化とともに、他の先端技術との融合に向けた研究に努めてまいりました。具体的には、SLAM、ALAM、VIO、SfM技術をAP(人工知覚)の基幹技術として研究開発する他、AI(人工知能)技術やIoT(Internet of Things)技術との統合を進めています。今後も継続して機能と性能の向上に努めると同時に、市場に求められる機能の拡充を行なってまいります。

当連結会計年度における研究開発費は、52,234千円であります。

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当第2四半期連結累計期間においては、AP(人工知覚)技術の一層の進化とともに、他の先端技術との融合に向けた研究に努めてまいりました。具体的には、SLAM、ALAM、VIO、SfM技術をAP(人工知覚)の基幹技術として研究開発する他、AI(人工知能)技術やIoT(Internet of Things)技術との統合を進めています。今後も継続して機能と性能の向上に努めると同時に、市場に求められる機能の拡充を行なってまいります。

当第2四半期連結累計期間における研究開発費は、29,065千円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社は、研究開発機能の強化に必要となる設備投資を行っております。

第4期連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)において、重要な新規の設備投資はありません。また、重要な設備の除売却はありません。

第5期第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)において、重要な新規の設備投資はありません。また、重要な設備の除売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりです。なおセグメント情報の記載は、AP事業の単一のセグメントであるため、省略しております。

(1) 提出会社

平成30年3月31日現在				
事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
		工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都新宿区)	コンピュータ周辺装置	588	588	4

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は賃借しており、その年間賃料は3,265千円であります。

(2) 在外子会社

平成30年3月31日現在					
会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (名)
			工具、器具 及び備品	合計	
Kudan Limited	本社 (Bristol, United Kingdom)	コンピュータ周辺装置	1,045	1,045	10

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は賃借しており、その年間賃料は759千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成30年9月30日現在)

当社グループの設備投資については、平成32年3月期中に本社の移転を予定しております。なお、当該移転によっても、「2 主要な設備の状況 (1)提出会社」に記載いたしました本社のコンピュータ周辺装置の除却は予定されておりません。

重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

会社名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手および完了予定年月日		完成後の増加能力
				総額(千円)	既支払額(千円)		着手	完了	
提出会社 本社	東京都 新宿区	AP事業	事務所付 帶設備等	15,000	—	増資資金	平成31年 6月	平成31年 8月	(注) 3

(注) 1. 上記の金額には消費税を含んでおりません。

2. 上記の投資予定額には敷金、内装および設備等に係る支出であります。

3. 「完成後の増加能力」については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(2) 重要な改修

該当事項ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	26,000,000
計	26,000,000

(注1) 平成30年9月12日開催の臨時株主総会決議により、同日付で定款変更が行われ、発行可能株式総数は70,000株減少し、130,000株となっております。

(注2) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は25,870,000株増加し、26,000,000株となっております

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,743,200	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。 また、単元株式数は100株であります。
計	6,743,200	—	—

(注) 1. 平成30年9月12日開催の臨時株主総会決議により、平成30年9月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は6,709,484株増加し、6,743,200株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

第1回新株予約権(平成27年6月25日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1	同左
新株予約権の数(個)	298 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 298 (注) 1	普通株式 59,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	36,000 (注) 2	180 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日から 平成37年6月9日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 36,000 資本組入額 18,000	発行価格 180 資本組入額 90
新株予約権の行使の条件	(注) 3	資本組入額
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるときとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいざれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権(平成28年6月24日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 2	同左
新株予約権の数(個)	905 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 905 (注) 1	普通株式 181,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日から 平成38年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるところとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(平成28年6月24日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	32 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 32 (注) 1	普通株式 6,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年7月1日から 平成38年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(平成28年6月24日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	241 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 241 (注) 1	普通株式 48,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成30年11月30日から 平成38年6月24日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるとしています。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権(平成29年3月30日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	241 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 241 (注) 1	普通株式 48,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年3月31日から 平成39年3月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるとしています。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(平成29年6月28日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 1	—
新株予約権の数(個)	32 (注) 1	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 32 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	—
新株予約権の行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	—
新株予約権の行使の条件	(注) 3	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	—

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は1株あります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

第7回新株予約権(平成29年6月28日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	子会社従業員 3	同左
新株予約権の数(個)	80 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 80 (注) 1	普通株式 16,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権(平成29年6月28日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1	同左
新株予約権の数(個)	16 (注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	普通株式 16 (注) 1	普通株式 3,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	80,000 (注) 2	400 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 80,000 資本組入額 40,000	発行価格 400 資本組入額 200
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する場合 には、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は、最近事業年度末現在(平成30年3月31日)において1株、提出日の前月末現在(平成30年10月31日)において200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権(平成30年6月27日株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	—	子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	—	128 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	—	普通株式 25,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	600 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成32年6月29日から 平成40年6月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡する場合には、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

- (注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができるところとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- (3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

- (2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- (4) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- (5) 株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権(平成30年9月12日臨時株主総会決議)

区分	最近事業年度末現在 (平成30年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成30年10月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	—	社外協力者 1
新株予約権の数(個)	—	16 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株) (*)	—	普通株式 3,200 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) (*)	—	600 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	平成32年9月30日から 平成40年9月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 600 資本組入額 300
新株予約権の行使の条件	—	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡する場合 には、取締役会の承認を受 けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 4

(*) 新株予約権発行時(平成30年9月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、権利行使により減少した個数及び株式の数並びに退職等により権利を喪失した者の個数及び株式の数は除外しており、新株予約権1個につき目的となる株式の数は200株であります。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、その時点で新株予約権者が権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ、次の算式により調整されます。ただし、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合など、割当株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、必要かつ合理的な範囲で、目的たる株式の数の調整を行うことができることとします。

2. (1) 新株予約権発行後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 各新株予約権行使時の払込金額を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)または自己株式の処分をする場合には、払込金額を次の算式をもって調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前の払込金額} + \text{新発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

(3) 上記のほか、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じた、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

3. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

組織再編に際して定める契約書又は計画書等に、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年11月19日 (注1)	2,000	2,000	500	500	500	500
平成26年12月11日 (注2)	20,000	22,000	5,000	5,500	5,000	5,500
平成27年2月3日 (注3)	4,500	26,500	14,625	20,125	14,625	20,125
平成27年7月3日 (注4)	3,355	29,855	60,390	80,515	60,390	80,515
平成28年7月1日 (注5)	2,541	32,396	101,640	182,155	101,640	182,155
平成30年6月29日 (注6)	1,320	33,716	79,200	261,355	79,200	261,355
平成30年9月30日 (注7)	6,709,484	6,743,200	-	261,355	-	261,355

(注) 1. 当社設立日であります。

2. 有償第三者割当

発行価格500円 資本組入額250円

割当先 大野 智弘

3. 有償第三者割当

発行価格6,500円 資本組入額3,250円

割当先 Net Capital Partners Limited、美澤 臣一

4. 有償第三者割当

発行価格36,000円 資本組入額18,000円

割当先 ジグソー株式会社、Ardian International Limited、齊藤 誠、Jun Emi、高橋 秀明、Pacific Standard (Hong Kong) Co Ltd、美澤 臣一

5. 有償第三者割当

発行価格80,000円 資本組入額40,000円

割当先 Jun Emi、美澤 臣一、Ardian International Limited、高橋 秀明、齊藤 誠、前田 英仁、株式会社MIDベンチャーキャピタル、井上 瑞樹、TFK CAPITAL PARTNERS PTE. LTD.、森山 聰、宮林 隆吉

6. 有償第三者割当

発行価格120,000円 資本組入額60,000円

割当先 国際航業株式会社、株式会社ゼンリンデータコム、株式会社ザクティ

7. 株式分割 (1 : 200)

(4) 【所有者別状況】

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
個人以外	個人								
株主数 (人)	—	—	—	4	5	2	14	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,240	5,570	11,736	46,886	67,432	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	4.8	8.3	17.4	69.5	100.0	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,743,200	67,432	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,743,200	—	—
総株主の議決権	—	67,432	—

- (注) 1. 平成30年9月12日開催の臨時株主総会決議により、平成30年9月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
 2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分に関する基本方針について、独立の社外役員が出席した取締役会における討議を経て決定しております。

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標の一つとして認識しており、今後の株主への剩余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針です。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	大野智弘	昭和44年11月22日	平成5年6月 平成12年5月 平成14年3月 平成17年4月 平成18年5月 平成23年1月 平成26年11月 平成26年12月	アンダーセン・コンサルティング 東京事務所(現アクセンチュア株式会社) 入社 Andersen Consulting UK(現 Accenture UK)転籍 SN Systems Limited(英国) 入社 株式会社 S N システムズ代表取締役就任 Zen United Limited(英国) 設立 取締役 KAYAC EUROPE LIMITED(現 Kudan Limited)設立 代表取締役(現任) 当社 設立 取締役 当社 代表取締役(現任)	(注) 3	3,780,200
取締役	CFO	飯塚健	昭和55年11月3日	平成17年12月 平成27年6月	新日本監査法人(現 EY新日本有限公司監査法人) 入所 当社 取締役CFO就任(現任)	(注) 3	159,200
取締役	COO	項大雨	昭和59年8月30日	平成21年4月 平成26年9月 平成28年11月 平成29年7月	トヨタ自動車株式会社 入社 マッキンゼー・アンド・カンパニー 東京支社 入社 当社 入社 当社 取締役COO就任(現任)	(注) 3	7,400
取締役	—	美澤臣一	昭和35年6月22日	昭和59年4月 平成元年4月 平成9年7月 平成11年7月 平成12年6月 平成13年4月 平成14年10月 平成15年4月 平成16年4月 平成20年9月 平成22年6月 平成23年7月 平成25年6月 平成26年3月 平成27年6月 平成28年3月	西武建設株式会社 入社 大和証券株式会社(現株式会社大和証券グループ本社) 入社 ディー・ブレイン証券株式会社 設立 代表取締役社長 トランス・コスマス株式会社 入社 事業企画開発本部副本部長 同社 取締役 同社 常務取締役事業推進本部長 同社 専務取締役 有限会社MSソシエイツ(現コ・クリエーションパートナーズ株式会社) 設立 代表取締役(現任) トランス・コスマス株式会社 専務取締役CFO(最高財務責任者) 株式会社マクロミル 社外取締役 株式会社ナノ・メディア 社外監査役 株式会社ザッパラス 社外取締役(現任) ミナトエレクトロニクス株式会社(現 ミナトホールディングス株式会社) 社外監査役 JIG-SAW株式会社 社外監査役 当社 取締役(現任) JIG-SAW株式会社 取締役 監査等委員(現任)	(注) 3	190,000
監査役(常勤)	—	鎌田寛之	昭和53年9月9日	平成16年6月 平成22年4月 平成23年10月 平成28年9月 平成29年4月	新日本監査法人(現EY新日本有限公司監査法人) 入所 ブリッジ税理士法人 入所 公認会計士長南会計事務所 入所 株式会社NextNinjia 入社 当社 監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	村井孝行	昭和56年8月3日	平成19年1月 平成24年1月 平成25年11月 平成27年6月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 株式会社MIDストラクチャーズ 入社 株式会社MIDベンチャーキャピタル 出向 代表取締役(現任) 当社 監査役(現任)	(注) 4	25,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	小栗久典	昭和44年9月8日	平成4年4月 平成13年10月 平成22年1月 平成24年4月 平成26年1月 平成29年4月	株式会社東芝 入社 竹田稔法律事務所(現竹田・長谷川法律事務所) 入所 外国共同事務所ジョーンズ・ディ法律事務所 入所 内田・鮫島法律事務所 (現弁護士法人内田・鮫島法律事務所) 入所 同事務所 パートナー(現任) 当社 監査役(現任)	(注)4	—
計							4,161,800

- 注) 1. 取締役美澤臣一は、社外取締役であります。
 2. 監査役鎌田寛之、監査役村井孝行及び監査役小栗久典は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成30年9月12日開催の臨時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成30年9月12日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、所有株式数は当該株式分割考慮後の株式数を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、ならびに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

② 企業統治の体制

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。併せて代表取締役直轄の内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

経営戦略を迅速に実行していく必要がある一方で、社会的信用を得るために経営の健全性、透明性、及び客観性の観点から当該企業統治の体制を採用しております。

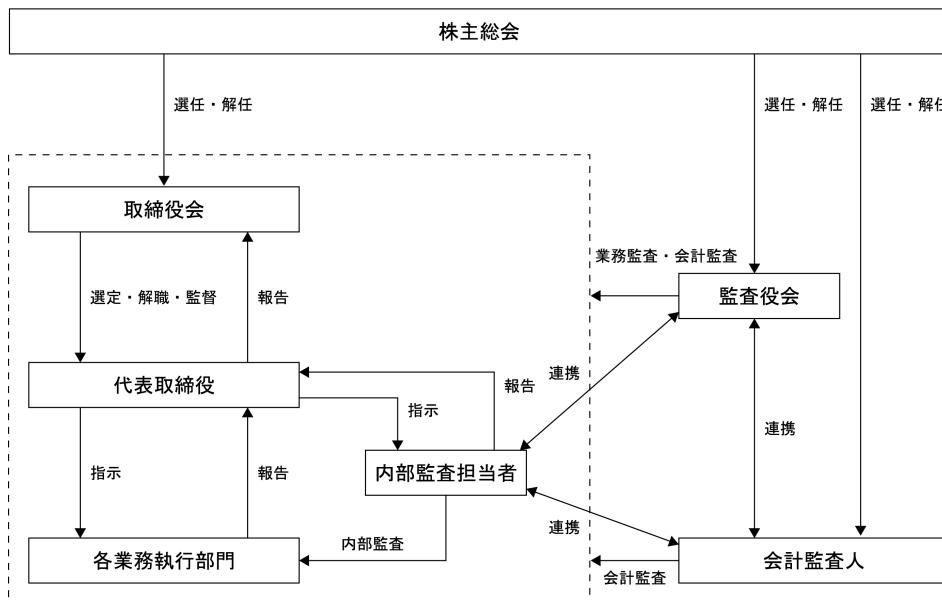
i) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は提出日現在、取締役 4 名で構成され、うち 1 名が社外取締役であります。取締役会は、効率的かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、定款及び法令に則り、経営の意思決定機関及び監督機関として機能しております。

ii) 監査役及び監査役会

当社の監査役会は提出日現在、監査役 3 名で構成され、うち 3 名が社外監査役であります。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べております。監査役会は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、内部監査責任者及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



③ 取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を定款で定めております。

④ 取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨、定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票の方法によらない旨定款に定めております。

⑤ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。また、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に發揮できるようにするために、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって法令の限度において免除ができる旨定款に定めています。

⑦ 社外取締役及び社外監査役

提出日現在、当社は社外取締役1名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

当社では、社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門家としての豊富な経験、金融・会計・法律に関する高い見識等に基づき、客觀性、中立性ある助言及び取締役の職務執行の監督を期待しており、当目的にかなう専門的知識と経験を有していること、また会社との関係、代表取締役その他の取締役及び主要な使用人との関係等を勘案して独立性に問題がなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのない者であることを社外取締役及び社外監査役の選考基準としております。

社外取締役美澤臣一は、過去に上場会社の財務執行責任者として豊富な経験を有しており、財務並びに会計の知見及び企業経営に関する経験を当社取締役会におけるモニタリングに活かして頂けるとの判断で、社外取締役に選任しております。当社株式を190,000株保有しておりますが、持株比率は僅少であるため、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役鎌田寛之は、公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計・税務に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、社外監査役に選任しております。当社の新株予約権を保有しておりますが、行使が行われた場合に同氏が取得する株式数は僅少であることから、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役村井孝之は、公認会計士及び税理士としての財務及び会計に関する高度な知見を有しており、その知識経験に基づき、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制に関する助言を期待し、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、社外監査役に選任しております。当社株式を25,000株保有しておりますが、持株比率は僅少であるため、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

社外監査役小栗久典は、弁護士及び弁理士としての高度な人格と法務・知的財産に関する専門的知識を有しており、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために適任であると判断し、社外監査役に選任しております。当社と同氏との間に記載すべき利害関係はなく、独立性も確保されていることから、一般株主との利益相反の恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

また、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度額として責任を負担するものとする契約を締結できる旨を定款で定めており、当該責任限定契約を締結しております。

⑧ 役員の報酬等

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	賞与	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	26,758	26,758	—	—	3
社外取締役	1,200	1,200	—	—	1
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外監査役	7,225	7,225	—	—	3

b 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上の取締役及び監査役はおりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

d 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって総額を決定する旨定款に定めており、各取締役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において取締役会で決定し、各監査役の報酬等は、株主総会が決定した報酬等総額の限度内において監査役会で決定する旨を役員報酬規程に定めています。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 内部監査および監査役監査

当社は、内部監査の専門部署及び専任の内部監査担当者は設置せず、代表取締役が任命した内部監査責任者1名の下、外部の専門家に内部監査業務を委託しております。

内部監査責任者は、当社の業務及び制度に精通した従業員が担当しており、担当社員が所属している部署の内部監査については、代表取締役が別部署又は外部から任命し、相互監査が可能な体制にて運用しております。内部監査責任者は、監査役及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。各監査役は定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行っております。

⑪ 内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、内部統制に関する基本方針及び各種規程を制定し、内部統制システムを構築し、運用の徹底を図っております。当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査責任者が、内部監査計画に従い、自己の属する部門を除く当社全部門に対して業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム整備の基本方針を定めております。

i) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。
- (3) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。
- (4) 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。
- (5) 役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

ii) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

- (1) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書(電磁的記録を含む)は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理することとしております。
- (2) 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしております。

iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。
- (2) リスク管理規程を定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えております。

iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定期開催し、または必要に応じて随時開催することとしております。
- (2) 取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

v) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。
- (2) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

vi) 役職員が監査役に報告するための体制

- (1) 役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、遅滞なく監査役に報告することとしております。
- (2) 役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。

vii) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っております。
- (2) 監査役は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしております。
- (3) 監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができることとしております。
- (4) 監査役は、定期的に内部監査責任者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

⑫ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理の統括責任者は管理部担当取締役です。当社では、物理的、経済的若しくは信用上の損失または不利益を生じさせるすべての可能性をリスクと定義し、リスクに関する措置、対応等については、「リスク管理規程」に定め、適切な対応を実施する体制を整えております。

⑬ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社では子会社の業務の適正を確保するために、関係会社管理規程を制定し、子会社の財政状態及び経営状況を適時に把握する体制を構築しております。また、子会社に対する内部監査も実施しており、当該業務の適正性を担保しております。

⑭ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑮ 会計監査の状況

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人または同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 善方 正義

指定有限責任社員・業務執行社員 伊東 朋

・監査業務における補助者の構成

公認会計士 7名

その他 5名

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	11,000	—	11,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	11,000	—	11,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模・業務の特性等を勘案し適切に決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、同規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日)及び当連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日)及び当事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日をもって、名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへ参加しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	193,907	167,896
売掛金	4,792	25,146
たな卸資産	—	※1 1,761
その他	4,914	6,783
流動資産合計	<u>203,615</u>	<u>201,587</u>
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	※2 1,485	※2 1,633
有形固定資産合計	<u>1,485</u>	<u>1,633</u>
投資その他の資産		
差入保証金	3,509	3,498
投資その他の資産合計	<u>3,509</u>	<u>3,498</u>
固定資産合計	<u>4,994</u>	<u>5,132</u>
資産合計	<u>208,609</u>	<u>206,720</u>
負債の部		
流動負債		
未払金	7,258	4,216
未払法人税等	3,843	1,073
その他	4,988	11,200
流動負債合計	<u>16,090</u>	<u>16,490</u>
負債合計	<u>16,090</u>	<u>16,490</u>
純資産の部		
株主資本		
資本金	182,155	182,155
資本剰余金	182,155	182,155
利益剰余金	△197,133	△193,455
株主資本合計	<u>167,176</u>	<u>170,854</u>
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	25,342	19,375
その他の包括利益累計額合計	<u>25,342</u>	<u>19,375</u>
純資産合計	<u>192,518</u>	<u>190,229</u>
負債純資産合計	<u>208,609</u>	<u>206,720</u>

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成30年9月30日)

資産の部	
流动資産	
現金及び預金	549, 299
売掛金	32, 131
たな卸資産	* 111
その他	3, 999
流动資産合計	585, 542
固定資産	
有形固定資産	
工具、器具及び備品（純額）	1, 434
有形固定資産合計	1, 434
投資その他の資産	
差入保証金	3, 468
投資その他の資産合計	3, 468
固定資産合計	4, 903
資産合計	590, 445
負債の部	
流动負債	
未払金	5, 436
未払法人税等	6, 630
その他	28, 723
流动負債合計	40, 790
負債合計	40, 790
純資産の部	
株主資本	
資本金	261, 355
資本剰余金	261, 355
利益剰余金	2, 936
株主資本合計	525, 646
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	24, 008
その他の包括利益累計額合計	24, 008
純資産合計	549, 655
負債純資産合計	590, 445

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	88,516	204,668
売上原価	20,207	9,616
売上総利益	68,308	195,051
販売費及び一般管理費	※1,※2 141,935	※1,※2 198,118
営業損失（△）	△73,626	△3,066
営業外収益		
受取利息	1	98
為替差益	—	7,080
還付加算金	22	—
その他	—	67
営業外収益合計	24	7,246
営業外費用		
為替差損	15,159	—
株式交付費	1,431	—
その他	19	—
営業外費用合計	16,610	—
経常利益又は経常損失（△）	△90,212	4,179
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 187
特別損失合計	—	187
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	△90,212	3,991
法人税、住民税及び事業税	2,488	313
法人税等合計	2,488	313
当期純利益又は当期純損失（△）	△92,700	3,678
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△92,700	3,678

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△92,700	3,678
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	14,175	△5,966
その他の包括利益合計	* 14,175	* △5,966
包括利益	△78,524	△2,288
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△78,524	△2,288
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
売上高	321,211
売上原価	9,269
売上総利益	311,942
販売費及び一般管理費	※ 105,221
営業利益	206,720
営業外収益	
受取利息	17
還付加算金	11
営業外収益合計	28
営業外費用	
為替差損	3,002
株式交付費	604
営業外費用合計	3,606
経常利益	203,142
税金等調整前四半期純利益	203,142
法人税等	6,750
四半期純利益	196,392
親会社株主に帰属する四半期純利益	196,392

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成30年4月1日
至 平成30年9月30日)

四半期純利益	196,392
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	4,633
その他の包括利益合計	4,633
四半期包括利益	201,025
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	201,025
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の 包括利益累計額	純資産合計
					為替換算 調整勘定	
当期首残高	80,515	80,515	△104,432	56,597	11,166	67,763
当期変動額						
新株の発行	101,640	101,640		203,280		203,280
親会社株主に帰属する当期純利益			△92,700	△92,700		△92,700
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					14,175	14,175
当期変動額合計	101,640	101,640	△92,700	110,579	14,175	124,755
当期末残高	182,155	182,155	△197,133	167,176	25,342	192,518

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他の 包括利益累計額	純資産合計
					為替換算 調整勘定	
当期首残高	182,155	182,155	△197,133	167,176	25,342	192,518
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益			3,678	3,678		3,678
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					△5,966	△5,966
当期変動額合計	—	—	3,678	3,678	△5,966	△2,288
当期末残高	182,155	182,155	△193,455	170,854	19,375	190,229

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△90,212	3,991
減価償却費	498	905
為替差損益(△は益)	15,613	△7,120
受取利息	△1	△98
株式交付費	1,431	—
固定資産除却損	—	187
売上債権の増減額(△は増加)	4,116	△13,032
たな卸資産の増減額(△は増加)	—	△1,723
仕入債務の増減額(△は減少)	△2,053	—
その他	3,184	△5,499
小計	△67,422	△22,389
利息の受取額	1	98
法人税等の支払額	△886	△3,446
法人税等の還付額	5,798	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△62,508	△25,737
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,183	△1,175
差入保証金の差入による支出	△1,406	—
差入保証金の回収による収入	357	—
その他	△175	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,407	△1,175
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	201,848	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	201,848	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	62	902
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	136,994	△26,010
現金及び現金同等物の期首残高	56,912	193,907
現金及び現金同等物の期末残高	※ 193,907	※ 167,896

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
 (自 平成30年4月1日
 至 平成30年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	203,142
減価償却費	427
為替差損益（△は益）	2,546
受取利息	△17
株式交付費	604
売上債権の増減額（△は増加）	△9,994
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,474
その他	23,199
小計	221,382
利息の受取額	17
法人税等の支払額	△116
法人税等の還付額	971
営業活動によるキャッシュ・フロー	222,255
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△231
投資活動によるキャッシュ・フロー	△231
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	157,795
財務活動によるキャッシュ・フロー	157,795
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,583
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	381,402
現金及び現金同等物の期首残高	167,896
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 549,299

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Kudan Limited

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～4年

(2) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

Kudan Limited

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

個別法による原価法または正味売却価額のいずれか低い価額で計上しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 3～4年

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引出可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)、「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準として、収益認識単位の識別(契約の識別および結合)、取引価格の算定、履行義務の識別、履行義務への取引価格の配分という、収益認識に関する一連のアプローチが明確化されております。

2. 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」、「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」)が当連結会計年度末に係る連結財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当連結会計年度末から税効果会計基準一部改正を適用し、税効果会計注記においては、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 1 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
仕掛品	—	1,761千円
計	—	1,761〃

※ 2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	999千円	1,913千円
計	999〃	1,913〃

(連結損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	27,510千円	36,870千円
給与	23,338〃	28,022〃
支払報酬	29,215〃	35,084〃
研究開発費	18,771〃	52,234〃

※ 2 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
	18,771千円	52,234千円

※ 3 固定資産除却損の内容

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	—	187千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	14,175	△5,966
その他の包括利益合計	14,175	△5,966

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	29,855	2,541	—	32,396

(変動事由の概要)

普通株式の増加2,541株は、第三者割当増資による新株の発行による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	32,396	—	—	32,396

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	193,907千円	167,896千円
現金及び現金同等物	193,907 " "	167,896 " "

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金の運用を短期的な預金により行い、資金調達を増資により行っております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である、未払金は、その全てが1年以内の支払期日でありますが、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、その決済時において流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループは適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権について、取引先毎に与信限度額を定めると同時に、取引規模に応じ信用調査を行っています。

② 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

為替変動についての継続的なモニタリングを行うことで為替リスクを管理しています。

③ 営業債務及び借入債務等に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。また、資金管理体制に関しては、親会社が集中して資金調達を行い子会社へ資金供給するグループファイナンス方針を探っておりま

す。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	193,907	193,907	—
売掛金	4,792	4,792	—
差入保証金	3,272	3,272	—
資産計	201,972	201,972	—
未払金	7,258	7,258	—
未払法人税等	3,843	3,843	—
負債計	11,102	11,102	—

なお、差入保証金の連結貸借対照表との差額は、資産除去債務相当額237千円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金、売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

時価については、返済期間を合理的に見積り、国債利回りを参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	193,907	—	—	—
売掛金	4,792	—	—	—
差入保証金	—	3,272	—	—
合計	198,700	3,272	—	—

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余裕資金の運用を短期的な預金により行い、資金調達を増資により行っております。また、デリバティブを含む投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は事務所の賃借に伴うものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である、未払金は、その全てが1年以内の支払期日でありますが、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

未払法人税等は、その決済時において流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されておりますが、当社グループは適時に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権について、取引先毎に与信限度額を定めると同時に、取引規模に応じ信用調査を行っています。

② 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

為替変動についての継続的なモニタリングを行うことで為替リスクを管理しています。

③ 営業債務及び借入債務等に係る流動性リスクの管理

適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。また、資金管理体制に関しては、親会社が集中して資金調達を行い子会社へ資金供給するグループファイナンス方針を採っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	167,896	167,896	—
売掛金	25,146	25,146	—
差入保証金	3,352	3,352	—
資産計	196,395	196,395	—
未払金	4,216	4,216	—
未払法人税等	1,073	1,073	—
負債計	5,289	5,289	—

なお、差入保証金の連結貸借対照表との差額は、資産除去債務相当額146千円であります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金、売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

時価については、返済期間を合理的に見積り、国債利回りを参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	167,896	—	—	—
売掛金	25,146	—	—	—
差入保証金	—	3,352	—	—
合計	193,043	3,352	—	—

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の子会社であるKudan Limitedは、所在国(英国)の年金法に基づき加入が義務付けられた確定拠出型の年金制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は316千円です。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年6月10日	平成28年6月14日	平成28年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 2名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 2名	当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 59,600株	普通株式 193,800株	普通株式 6,400株
付与日	平成27年6月30日	平成28年6月30日	平成28年6月30日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成29年7月1日～ 平成37年6月9日	平成30年7月1日～ 平成38年6月24日	平成30年7月1日～ 平成38年6月24日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年11月16日	平成29年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名
株式の種類及び付与数	普通株式 48,200株	普通株式 48,200株
付与日	平成28年11月30日	平成29年3月31日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし
権利行使期間	平成30年11月30日～ 平成38年6月24日	平成31年3月31日～ 平成39年3月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	59,600	—	—	—	—
付与	—	193,800	6,400	48,200	48,200
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	59,600	193,800	6,400	48,200	48,200
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成27年6月10日	平成28年6月14日	平成28年6月14日
権利行使価格(円)	180	400	400
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
決議年月日	平成28年11月16日	平成29年3月13日
権利行使価格(円)	400	400
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の金額を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、専門家による評価額や当社株の売買事例に基づいて算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 13,112千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 -千円
権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年6月10日	平成28年6月14日	平成28年6月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 2名 当社取引先 2名	当社子会社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 59,600株	普通株式 193,800株	普通株式 6,400株
付与日	平成27年6月30日	平成28年6月30日	平成28年6月30日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	平成29年7月1日～ 平成37年6月9日	平成30年7月1日～ 平成38年6月24日	平成30年7月1日～ 平成38年6月24日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成28年11月16日	平成29年3月13日	平成29年6月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社従業員 2名	当社従業員 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 48,200株	普通株式 48,200株	普通株式 6,400株
付与日	平成28年11月30日	平成29年3月30日	平成29年6月29日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし
権利行使期間	平成30年11月30日～ 平成38年6月24日	平成31年3月31日～ 平成39年3月13日	平成31年6月29日～ 平成39年6月13日

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
会社名	提出会社	提出会社
決議年月日	平成29年6月13日	平成29年6月13日
付与対象者の区分及び人数	子会社従業員 3名	当社監査役 1名
株式の種類及び付与数	普通株式 1,600株	普通株式 3,200株
付与日	平成29年6月29日	平成29年6月29日
権利確定条件	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載の通りであります。
対象勤務期間	対象期間の定めなし	対象期間の定めなし
権利行使期間	平成31年6月29日～ 平成39年6月13日	平成31年6月29日～ 平成39年6月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)				
	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前(株)					
前連結会計年度末	59,600	193,800	6,400	48,200	48,200
付与	—	—	—	—	—
失効	—	12,800	—	—	—
権利確定	59,600	—	—	—	—
未確定残	—	181,000	6,400	48,200	48,200
権利確定後(株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	59,600	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	59,600	—	—	—	—

	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)		
	第6回 新株予約権	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	6,400	16,000	3,200
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	6,400	16,000	3,200
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株数を記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	平成27年6月10日	平成28年6月14日	平成28年6月14日
権利行使価格(円)	180	400	400
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	平成28年11月16日	平成29年3月13日	平成29年6月13日
権利行使価格(円)	400	400	400
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—	—

	第7回新株予約権	第8回新株予約権
決議年月日	平成29年6月13日	平成29年6月13日
権利行使価格(円)	400	400
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における公正な評価単価	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の金額を記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、専門家による評価額や当社株の売買事例に基づいて算出しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額 13,112千円

当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前連結会計年度(平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	548千円
差入保証金	167〃
一括償却資産	173〃
繰越欠損金	45,925〃
繰延税金資産小計	46,814〃
評価性引当額	46,564〃
繰延税金資産(総額)	250〃
繰延税金負債	
減価償却費	250千円
繰延税金負債計	250〃
繰延税金資産(純額)	一千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金資産の金額の修正

当社は当連結会計年度より外形標準課税の適用法人となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

これらの変更に伴う繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の影響はありません。

当連結会計年度(平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	326千円
差入保証金	192〃
一括償却資産	154〃
減価償却費	921〃
繰越欠損金	54,692〃
繰延税金資産小計	56,287〃
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	54,493〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,594〃
評価性引当額計	56,088〃
繰延税金資産(総額)	198〃
繰延税金負債	
減価償却費	198千円
繰延税金負債計	198〃
繰延税金資産(純額)	一千円

評価性引当額の変動の主たる要因は、当連結会計年度に生じた繰越欠損金によるものであります。

税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	54,692	54,692
評価性引当額	—	—	△54,493	△54,493
繰延税金資産	—	—	198	198

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	7.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	16.6%
所得控除に係る影響額	△254.2%
評価性引当額の増減	238.6%
海外子会社の適用税率差異	△31.5%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.9%

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

事業セグメントは、当社グループの最高意思決定者である提出会社の代表取締役が経営資源の配分や業績評価を行うに当たり通常使用しており、財務情報が入手可能な構成単位として定義されております。当社では、事業セグメントは、開発している技術の性質に基づき決定しております。

当社グループの事業セグメントは、AP事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

事業セグメントは、当社グループの最高意思決定者である提出会社の代表取締役が経営資源の配分や業績評価を行うに当たり通常使用しており、財務情報が入手可能な構成単位として定義されております。当社では、事業セグメントは、開発している技術の性質に基づき決定しております。

当社グループの事業セグメントは、AP事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

Kudan AR SDK(関連するサービスを含む)	88,516
合計	88,516

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	スイス	米州	欧州 (その他)	アジア	その他	合計
48,124	11,693	5,092	17,565	5,047	992	88,516

(注) 売上高は、顧客の所在する国又は地域により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	英国	合計
234	1,250	1,485

(注) 有形固定資産は、資産の所在する国又は地域により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は、以下のとおりです。

(単位：千円)

株式会社enish	30,000
Mindmaze SA	11,079

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

KudanSLAM(関連するサービスを含む)	101,543
Kudan AR SDK(関連するサービスを含む)	103,125
合計	204,668

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	アメリカ	韓国	欧州	アジア (その他)	その他	合計
29,719	112,832	29,161	23,564	4,088	5,302	204,668

(注) 売上高は、顧客の所在する国又は地域により区分しております。

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	英国	合計
588	1,045	1,633

(注) 有形固定資産は、資産の所在する国又は地域により区分しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先は、以下のとおりです。

(単位:千円)

Magic Leap. Inc.	77,955
Line Plus Corporation	29,010
XLsoft Corporation	27,715

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要 株主	Jun Emi	—	—	主要株主	(被所有) 12.16	—	新株の 引受け	20,000	—	—
役員	美澤 臣一	—	—	当社取締役	(被所有) 2.93	—	新株の 引受け	8,000	—	—
役員が 代表を 務める 会社等	株式会社MIDペ ンチャーキャ ピタル(注2)	東京都 千代田区	100,000	投資業	(被所有) 0.77	—	新株の 引受け	20,000	—	—

(注) 1. 平成28年6月24日開催の株主総会の決議に基づき実施された第三者割当増資を記載しております。

2. 監査役村井孝行が代表を務める会社であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額	31円91銭	29円36銭
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額(△)	△14円60銭	0円57銭

- (注1) 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- (注2) 当社は、平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。
- (注3) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額(△)		
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株式に帰属する当期純損失(△)(千円)	△92,700	3,678
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株式に帰属する当期純損失(△)(千円)	△92,700	3,678
普通株式の期中平均株式数(数)	6,351,105	6,479,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権、第2 回新株予約権、第3回新 株予約権、第4回新株予 約権、第5回新株予約 権。 なお、新株予約権の概要 は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載の通りであります。	第1回新株予約権、第2 回新株予約権、第3回新 株予約権、第4回新株予 約権、第5回新株予約権、 第6回新株予約権、第7 回新株予約権、第8回新 株予約権。 なお、新株予約権の概要 は、「第4 提出会社の 状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状 況」に記載の通りであります。

- (注4) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	192,518	190,229
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	192,518	190,229
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株)	6,479,200	6,479,200

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 第三者割当による新株の発行

当社は、平成30年6月27日付の定時株主総会において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月29日に払込が完了致しました。
(1) 発行株式の種類及び数 普通株式 1,320株
(2) 払込金額 1株につき120千円
(3) 払込金額の総額 158,400千円
(4) 増加した資本金及び資本準備金の額 増加した資本金の額 79,200千円 増加した資本準備金の額 79,200千円
(5) 払込期日 平成30年6月29日
(6) 割当先 國際航業株式会社 650株 株式会社ゼンリンデータコム 420株 株式会社ザクティ 250株
(7) 資金使途 AP(人工知覚)技術の研究開発

2. 単元株制度の導入および株式分割

当社は、平成30年9月12日開催の臨時株主総会決議により、平成30年9月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、当社は、平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

(1) 単元株制度の導入および株式分割の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

また、株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性向上および投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年9月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 33,716株
株式分割により増加する株式数 6,709,484株
株式分割後の発行済株式総数 6,743,200株
株式分割後の発行可能株式総数 26,000,000株

なお、当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年9月30日をもって、当社の定款第9条で定める発行可能株式総数を130,000株から26,000,000株に変更しております。

③ 株式分割の効力発生日

平成30年9月30日

④ 新株予約権に与える影響

当該株式分割の影響による調整については、「ストック・オプション等関係」において反映されております。

⑤ 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

税金費用の計算

税金費用については、一部の連結会社において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積り実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、見積実効税率に替えて法定実効税率を用いることとしております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※ たな卸資産の内訳

当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)	
仕掛品	111千円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
役員報酬	23,120千円
給与及び手当	10,549〃
旅費交通費	10,767〃
支払報酬	18,168〃
研究開発費	29,065〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
現金及び預金	549,299千円
現金及び現金同等物	549,299〃

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期累計期間末となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成30年6月27日付の定時株主総会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月29日に払込が完了致しました。これにより、資本金及び資本準備金が合計158,400千円増加しました。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

当社グループの事業セグメントは、AP事業のみの単一セグメントであり、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	29円70銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	196,392
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	196,392
普通株式の期中平均株式数(数)	6,613,363
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第9回新株予約権、第10回新株予約権。 なお、新株予約権の概要是、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載の通りであります。

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2 当社は、平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	193,907	167,010
売掛金	※1 109,863	※1 164,498
短期貸付金	※1 71,873	※1 20,945
前払費用	1,095	1,399
その他	※1 1,015	※1 2,433
流動資産合計	<u>377,755</u>	<u>356,287</u>
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	234	588
有形固定資産合計	<u>234</u>	<u>588</u>
投資その他の資産		
関係会社株式	8,790	8,790
差入保証金	2,058	2,009
投資その他の資産合計	<u>10,848</u>	<u>10,799</u>
固定資産合計	<u>11,083</u>	<u>11,388</u>
資産合計	<u>388,839</u>	<u>367,675</u>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1 14,795	2,546
前受金	—	3,240
預り金	1,371	711
未払費用	2,384	979
未払法人税等	3,843	1,073
その他	443	—
流動負債合計	<u>22,839</u>	<u>8,550</u>
負債合計	<u>22,839</u>	<u>8,550</u>
純資産の部		
資本金	182,155	182,155
資本剰余金		
資本準備金	182,155	182,155
資本剰余金合計	<u>182,155</u>	<u>182,155</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,689	△5,185
利益剰余金合計	<u>1,689</u>	<u>△5,185</u>
株主資本合計	<u>365,999</u>	<u>359,124</u>
純資産合計	<u>365,999</u>	<u>359,124</u>
負債純資産合計	<u>388,839</u>	<u>367,675</u>

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	※1 104,330	※1 116,693
売上原価	—	—
売上総利益	104,330	116,693
販売費及び一般管理費	※2 101,025	※2 123,563
営業利益又は営業損失（△）	3,305	△6,870
営業外収益		
受取利息	※1 1,879	※1 1,412
その他	5	67
営業外収益合計	1,885	1,479
営業外費用		
為替差損	2	983
株式交付費	1,431	—
営業外費用合計	1,434	983
経常利益又は経常損失（△）	3,756	△6,373
特別損失		
固定資産除却損	—	※3 187
特別損失合計	—	187
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	3,756	△6,561
法人税、住民税及び事業税	2,466	313
法人税等合計	2,466	313
当期純利益又は当期純損失（△）	1,289	△6,874

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	80,515	80,515	80,515	399	399	161,429	161,429
当期変動額							
新株の発行	101,640	101,640	101,640			203,280	203,280
当期純利益				1,289	1,289	1,289	1,289
当期変動額合計	101,640	101,640	101,640	1,289	1,289	204,569	204,569
当期末残高	182,155	182,155	182,155	1,689	1,689	365,999	365,999

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					純資産 合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
	資本 準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	182,155	182,155	182,155	1,689	1,689	365,999	365,999
当期変動額							
当期純損失(△)				△6,874	△6,874	△6,874	△6,874
当期変動額合計	—	—	—	△6,874	△6,874	△6,874	△6,874
当期末残高	182,155	182,155	182,155	△5,185	△5,185	359,124	359,124

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 4年

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の早期適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」)が当事業年度末に係る財務諸表から適用できるようになったことに伴い、当事業年度末から税効果会計基準一部改正を適用し、税効果会計注記においては、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

(追加情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
短期金銭債権	179,511千円	177,437千円
短期金銭債務	13,508 "	—

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引	104,330千円	116,693千円
営業取引以外の取引	1,878〃	1,314〃

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は、前事業年度26%、当事業年度29%、一般管理費に属する費用の割合は、前事業年度74%、当事業年度71%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
役員報酬	25,952千円	35,183千円
給与	20,547〃	26,986〃
支払報酬	24,391〃	26,836〃

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
工具、器具及び備品	—	187千円

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

子会社株式は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりです。

	平成29年3月31日
子会社株式	8,790千円
計	8,790〃

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

子会社株式は、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりです。

	平成30年3月31日
子会社株式	8,790千円
計	8,790〃

(税効果会計関係)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	548千円
差入保証金	164〃
一括償却資産	173〃
繰延税金資産小計	886〃
評価性引当額計	886〃
繰延税金資産(総額)	—〃
繰延税金資産(純額)	—〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
住民税均等割	7.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.5%
軽減税率適用による差異	△2.5%
評価性引当額の増減	20.8%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	65.7%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は当事業年度より外形標準課税の適用法人となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の34.8%から平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

これらの変更に伴う繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の影響はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	326千円
差入保証金	179〃
一括償却資産	154〃
減価償却費	921〃
繰越欠損金	899〃
繰延税金資産小計	2,481〃
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	899〃
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	1,582〃
評価性引当額計	2,481〃
繰延税金資産(総額)	—〃
繰延税金資産(純額)	—〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 第三者割当による新株の発行

当社は、平成30年6月27日付の定時株主総会において、下記のとおり、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月29日に払込が完了致しました。

(1) 発行株式の種類及び数	普通株式 1,320株
(2) 払込金額	1株につき120千円
(3) 払込金額の総額	158,400千円
(4) 増加した資本金及び資本準備金の額	増加した資本金の額 79,200千円 増加した資本準備金の額 79,200千円
(5) 払込期日	平成30年6月29日
(6) 割当先	国際航業株式会社 650株 株式会社ゼンリンデータコム 420株 株式会社ザクティ 250株
(7) 資金使途	AP(人工知覚)技術の研究開発

2. 単元株制度の導入および株式分割

当社は、平成30年9月12日開催の臨時株主総会決議により、平成30年9月12日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。また、当社は、平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

(1) 単元株制度の導入および株式分割の目的

単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

また、株式分割により投資単位当たりの金額を引き下げ、株式の流動性向上および投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施いたしました。

(2) 単元株制度

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(3) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年9月29日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	33,716株
株式分割により増加する株式数	6,709,484株
株式分割後の発行済株式総数	6,743,200株
株式分割後の発行可能株式総数	26,000,000株

なお、当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年9月30日をもって、当社の定款第9条で定める発行可能株式総数を130,000株から26,000,000株に変更しております。

③ 株式分割の効力発生日

平成30年9月30日

④ 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1株当たり純資産額	56円49銭	55円43銭
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額(△)	00円20銭	△1円06銭

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期償却額 (千円)	当期末残高 (千円)	減価償却 累計額 (千円)
有形固定資産						
工具、器具及び備品	234	700	187	158	588	111
計	234	700	187	158	588	111

(注) 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

備品 本社 事務用機器 700千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	一
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	一
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1
買取手数料	無料 (注)2
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://japan.kudan.eu/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求する権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成28年5月31日	大野 智弘	大阪府豊中市	特別利害関係者等(代表取締役、大株主上位10名)	飯塚 健	東京都中野区	特別利害関係者等(取締役、大株主上位10名)	751	54,072,000 (72,000) (注)4	経営参画意識向上のため
平成28年9月30日	JIG-SAW株式会社 代表取締役 山川 真考	北海道札幌市北区北八条西3丁目32番	特別利害関係者等(大株主上位10名)	CHINA ORIENTAL INC. Managing Director Wilson Cheng	Morgan & Morgan Building, Pasea Estate, Road Town, Tortola British Virgin Islands	—	255	20,400,000 (80,000) (注)5	移動前所有者の売却希望による
平成28年9月30日	John Williams	Bristol, United Kingdom	特別利害関係者等(大株主上位10名)	大野 智弘	大阪府豊中市	特別利害関係者等(代表取締役、大株主上位10名)	50	4,000,000 (80,000) (注)5	移動前所有者の売却希望による
同上	同上	同上	同上	美澤 臣一	東京都渋谷区	特別利害関係者等(取締役、大株主上位10名)	50	4,000,000 (80,000) (注)5	同上
同上	同上	同上	同上	大島 裕	東京都渋谷区	従業員	50	4,000,000 (80,000) (注)5	経営参画意識向上のため
同上	同上	同上	同上	飯塚 健	東京都中野区	特別利害関係者等(取締役、大株主上位10名)	45	3,600,000 (80,000) (注)5	同上
同上	同上	同上	同上	項 大雨	東京都港区	従業員	37	2,960,000 (80,000) (注)5	同上
同上	同上	同上	同上	青木 友子	東京都調布市	従業員	18	1,440,000 (80,000) (注)5	同上
平成29年12月15日	株式会社MIDベンチャーキャピタル 代表取締役 社長 村井 孝行	東京都千代田区有楽町1丁目9番1号	株主	緑川 正博	東京都渋谷区	—	125	10,000,000 (80,000) (注)5	移動前所有者の売却希望による
同上	同上	同上	同上	村井 孝行	東京都江東区	特別利害関係者等(当社監査役)	125	10,000,000 (80,000) (注)5	同上

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という)が定める有価証券上場規程施行規則(以下、「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日の(平成28年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受けまたは譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができますとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記録内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者：役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主当の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係者及び資本的関係会社
4. 移動価格は、直近取引事例等を参考にし、当事者間での協議により決定しております。
5. 移動価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格に基づき、譲渡人と譲受人が協議により決定しております。
6. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記移動株数および価格(単価)は株式分割前の移動株数および価格(単価)で記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成28年7月1日	平成30年6月29日
種類	普通株式	普通株式
発行数	2,541株	1,320株
発行価格	80,000円(注)5	120,000円(注)5
資本組入額	40,000円	60,000円
発行価額の総額	203,280,000円	158,400,000円
資本組入額の総額	101,640,000円	79,200,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	(注)2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成28年6月30日	平成28年6月30日	平成28年11月30日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 969株	普通株式 32株	普通株式 241株
発行価格	1株につき80,000円 (注)6	1株につき80,000円 (注)6	1株につき80,000円 (注)6
資本組入額	40,000円	40,000円	40,000円
発行価額の総額	77,520,000円	2,560,000円	19,280,000円
資本組入額の総額	38,760,000円	1,280,000円	9,640,000円
発行方法	平成28年6月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年6月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行ております。	平成28年6月24日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	新株予約権④	新株予約権⑤	新株予約権⑥
発行年月日	平成29年3月31日	平成29年6月29日	平成29年6月29日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 241株	普通株式 32株	普通株式 80株
発行価格	1株につき80,000円 (注) 6	1株につき80,000円 (注) 6	1株につき80,000円 (注) 6
資本組入額	40,000円	40,000円	40,000円
発行価額の総額	19,280,000円	2,560,000円	6,400,000円
資本組入額の総額	9,640,000円	1,280,000円	3,200,000円
発行方法	平成29年3月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成29年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

項目	新株予約権⑦	新株予約権⑧	新株予約権⑨
発行年月日	平成29年6月29日	平成30年6月29日	平成30年9月30日
種類	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)	新株予約権の付与 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 16株	普通株式 144株	普通株式 3,200株
発行価格	1株につき80,000円 (注) 6	1株につき120,000円 (注) 6	1株につき600円 (注) 6
資本組入額	40,000円	60,000円	300円
発行価額の総額	1,280,000円	17,280,000円	1,920,000円
資本組入額の総額	640,000円	8,640,000円	960,000円
発行方法	平成29年6月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年6月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成30年9月12日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3	(注) 3	(注) 4

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に關し、株式会社東京証券取引所(同取引所)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前よりも後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成30年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行なう日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 同取引所の定める同施行規則第257条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた者との間で、報酬として割当を受けた新株予約権(行使により取得する株式等を含む)を、原則として割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当日以後1年間を経過していない場合には、割当日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。
5. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
7. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

新株予約権①	
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成30年7月1日から 平成38年6月24日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

新株予約権②	
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成30年7月1日から 平成38年6月24日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成30年11月30日から 平成38年6月24日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成31年3月31日から 平成39年3月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑥
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑦
行使時の払込金額	1株につき80,000円
行使期間	平成31年6月29日から 平成39年6月13日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑧
行使時の払込金額	1株につき120,000円
行使期間	平成32年6月29日から 平成40年6月18日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑨
行使時の払込金額	1株につき600円
行使期間	平成32年9月29日から 平成40年9月2日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位にあることを要する。ただし、当該新株予約権者が任期満了によって退任または定年退職した場合、もしくは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

8. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額および行使時の払込金額は当該株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額および行使時の払込金額で記載しております。なお、新株予約権⑨は、当該株式分割が行われた日と同日に発行しておりますが、株式分割後の内容と整合する条件で発行しております。
9. 新株予約権①については、本書提出日現在、契約解除等により外部協力者2名64株分の権利が喪失しております。新株予約権⑤については、本書提出日現在、退職等により当社従業員1名32株分の権利が喪失しております。新株予約権⑧については、本書提出日現在、退職等により子会社従業員1名16株分の権利が喪失しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Jun Emi	North Point, Hong Kong	会社役員	250	20,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
Ardian International Limited Managing Director Richard LO 資本金 30千米ドル	Unit1607, Unit 1607, 16/F, Kodak House II 39, Healthy Street East, North Point, Hong Kong	投資業	250	20,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
斎藤 誠	東京都港区	会社役員	250	20,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
高橋 秀明	東京都大田区	会社役員	250	20,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
美澤 臣一	東京都渋谷区	会社役員	100	8,000,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社取締役)
前田 英仁	岩手県宮古市	会社役員	250	20,000,000 (80,000)	—
株式会社MIDベンチャー キャピタル 代表取締役 村井孝之 資本金 120百万円	東京都千代田区有楽町1 - 9 - 1	投資業	250	20,000,000 (80,000)	—
TFK CAPITAL PARTNERS PTE. Ltd. Director Takeshi Fujikawa 資本金 300千シンガポ ールドル	80 RAFFLES PLACE #43-3 UOB PLAZA SINGAPORE6	投資業	250	20,000,000 (80,000)	—
井上 瑞樹	東京都品川区	会社員	438	35,040,000 (80,000)	—
森山 聰	東京都中野区	会社員	190	15,200,000 (80,000)	—
宮林 隆吉	東京都目黒区	会社員	63	5,040,000 (80,000)	—

(注) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格（単価）は、当該株式分割前の割当株数および価格（単価）で記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
国際航業株式会社 代表取締役社長 土方 聰 資本金167億29百万円	東京都千代田区六番町2 番地	空運業	650	78,000,000 (120,000)	—
株式会社ゼンリンデータコム 代表取締役社長 清水 卓彦 資本金22億83百万円	東京都港区港南二丁目15 番3号	情報・通信業	420	50,400,000 (120,000)	—
株式会社ザクティ 代表取締役社長 西山 隆男 資本金4億99百万円	大阪府大阪市北区大淀中 一丁目1番88号	製造業	250	30,000,000 (120,000)	—

(注) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行ておりますが、上記割当株数および価格（単価）は、当該株式分割前の割当株数および価格（単価）で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
飯塚 健	東京都中野区	会社役員	323	25,840,000 (80,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
大島 裕	東京都墨田区	会社員	323	25,840,000 (80,000)	当社の従業員
青木 友子	東京都調布市	会社員	259	20,720,000 (80,000)	当社の従業員

- (注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Osian Haines	Bristol, United Kingdom	会社員	32	2,560,000 (80,000)	当社子会社の従業員

(注) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
項 大雨	東京都目黒区	会社員	161	12,880,000 (80,000)	当社の従業員(注) 1
千葉 悟史	東京都中野区	会社員	80	6,400,000 (80,000)	当社の従業員

- (注) 1. 平成29年7月1日に当社取締役に就任しております。
 2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
項 大雨	東京都目黒区	会社員	161	12,880,000 (80,000)	当社の従業員(注) 1
千葉 悟史	東京都中野区	会社員	80	6,400,000 (80,000)	当社の従業員

- (注) 1. 平成29年7月1日に当社取締役に就任しております。
 2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑤

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
—	—	—	—	—	—

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑥

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Anthony Glynn	Bristol, United Kingdom	会社員	32	2,560,000 (80,000)	当社子会社の従業員
Luca Benedetti	Bath, United Kingdom	会社員	32	2,560,000 (80,000)	当社子会社の従業員
Tom Smith	Bristol, United Kingdom	会社員	16	1,280,000 (80,000)	当社子会社の従業員

(注) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑦

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
鎌田 寛之	東京都新宿区	会社役員	16	1,280,000 (80,000)	当社の監査役

(注) 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑧

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
Richard Vigars	Bristol, United Kingdom	会社員	32	3,840,000 (120,000)	当社子会社の従業員
Geoffrey Daniels	Bristol, United Kingdom	会社員	32	3,840,000 (120,000)	当社子会社の従業員
Sam Hall	Bristol, United Kingdom	会社員	32	3,840,000 (120,000)	当社子会社の従業員
Owen Morgan	Bristol, United Kingdom	会社員	32	3,840,000 (120,000)	当社子会社の従業員

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
 2. 平成30年9月13日開催の取締役会決議により、平成30年9月30日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、上記割当株数および価格(単価)は、当該株式分割前の割当株数および価格(単価)で記載しております。

新株予約権の付与(ストック・オプション)⑨

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
倉貫 芳紀	静岡県静岡市駿河区	会社員	3,200	1,920,000 (600)	社外協力者

3 【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大野 智弘 (注) 2 , 3	大阪府豊中市	3,780,200	52.98
Jun Emi (注) 2	North Point, Hong Kong	788,000	11.04
John Williams (注) 2、7	Bristol, United Kingdom	385,600	5.40
飯塚 健 (注) 2、4	東京都中野区	283,400 (124,200)	3.97 (1.74)
Net Capital Partners Limited (注) 2	Unit 1607, 16/F, Kodak House II , 39 Healthy Street East, North Point, Hong Kong	206,000	2.89
美澤 臣一 (注) 2、4	東京都渋谷区	190,000	2.66
Ardian International Limited (注) 2	Unit 1607, 16/F, Kodak House II, Healthy Street East, North Point, Hong Kong	150,000	2.10
高橋 秀明 (注) 2	東京都大田区	150,000	2.10
斎藤 誠 (注) 2	東京都港区	150,000	2.10
国際航業株式会社 (注) 2	東京都千代田区六番町2番地	130,000	1.82
Pacific Standard (Hong Kong) Co Ltd	Rm 2907 Tower one, Lippo Centre, 89 Queensway, Hong Kong	100,000	1.40
井上 瑞樹	東京都品川区	87,600	1.23
株式会社ゼンリンデータコム	東京都港区港南二丁目15番3号	84,000	1.18
大島 裕 (注) 6	東京都墨田区	74,600 (64,600)	1.05 (0.91)
項 大雨 (注) 4	東京都目黒区	71,800 (64,400)	1.01 (0.90)
JIG-SAW株式会社	北海道札幌市北区北八条西三丁目32番	60,000	0.84
青木 友子 (注) 6	東京都調布市	55,400 (51,800)	0.78 (0.73)
CHINA ORIENTAL INC.	Morgan& Morgan Building, Pasea Estate, Road Town, Tortola British Virgin Island	51,000	0.71
前田 英仁	岩手県宮古市	50,000	0.70
TFK CAPITAL PARTNERS PTE. LTD.	80 RAFFLES PLACE #43-3 UOB PLAZA SINGAPORE	50,000	0.70
株式会社ザクティ	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	50,000	0.70
森山 聰	東京都中野区	38,000	0.53
千葉 悟史 (注) 6	東京都中野区	32,000 (32,000)	0.45 (0.45)
緑川 正博	東京都渋谷区	25,000	0.35
村井 孝行 (注) 5	東京都江東区	25,000	0.35
宮林 隆吉	東京都目黒区	12,600	0.18

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合(%)
Osian Haines (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Anthony Glynn (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Luca Benedetti (注) 7	Bath, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Richard Vigars (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Geoffrey Daniels (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Sam Hall (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Owen Morgan (注) 7	Bristol, United Kingdom	6,400 (6,400)	0.09 (0.09)
Tom Smith (注) 7	Bristol, United Kingdom	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
鎌田 寛之 (注) 5	東京都新宿区	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
倉貫 芳紀	静岡県静岡市駿河区	3,200 (3,200)	0.04 (0.04)
計	—	7,134,600 (391,400)	100.00 (5.49)

- (注) 1. 株式(自己株式を除く)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社の特別利害関係者等(大株主上位10名)であります。
3. 当社の特別利害関係者等(当社代表取締役)であります。
4. 当社の特別利害関係者等(当社取締役)であります。
5. 当社の特別利害関係者等(当社監査役)であります。
6. 当社の従業員であります。
7. 当社子会社の従業員であります。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n 株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n 株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年6月27日付の定時株主総会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月29日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年11月12日

Kudan株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているKudan株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成30年7月1日から平成30年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手段その他の四半期レビュー手段が実施される。四半期レビュー手段は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手段である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、Kudan株式会社及び連結子会社の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n 株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月12日

K u d a n 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 善 方 正 義 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 東 朋 
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているK u d a n 株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、K u d a n 株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成30年6月27日付の定時株主総会において、第三者割当により新株を発行することを決議し、平成30年6月29日に払込が完了した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

